

日本再興戰略 2016

第1 総論

I	日本再興戦略 2016 の基本的な考え方	1
II	日本再興戦略 2016 における鍵となる施策	5
1.	600兆円に向けた「官民戦略プロジェクト10」	5
1-1:	新たな有望成長市場の創出	
(1)	第4次産業革命 (IoT・ビッグデータ・人工知能)	
(2)	世界最先端の健康立国へ	
(3)	環境・エネルギー制約の克服と投資拡大	
(4)	スポーツの成長産業化	
1-2:	ローカルアベノミクスの深化	
(5)	既存住宅流通・リフォーム市場の活性化	
(6)	サービス産業の生産性向上	
(7)	中堅・中小企業・小規模事業者の革新	
(8)	攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化	
(9)	観光立国	
1-3:	国内消費マインドの喚起	
(10)	官民連携による消費マインドの喚起策	
2.	生産性革命を実現する規制・制度改革	18
(1)	新たな規制・制度改革メカニズムの導入	
(2)	国家戦略特区の活用 (構造改革の突破口)	
(3)	未来投資に向けた制度改革	
3.	イノベーションの創出・チャレンジ精神にあふれる人材の創出	22
(1)	イノベーション、ベンチャー創出力の強化	
(2)	経済成長を切り拓く ^{ひら} 人材の育成・確保	
(3)	成長制約打破のための雇用環境整備、多様な働き手の参画	
4.	海外の成長市場の取り込み	25
5.	改革のモメンタムの活用 (「改革2020」プロジェクトの推進)	27
III	更なる成長の実現に向けた今後の対応	28
IV	日本再興戦略 2016 の主要施策例	31

第2 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等 50

1. 第4次産業革命の実現 50

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 第4次産業革命の鍵を握る人工知能技術の研究開発と社会実装を加速するための司令塔機能の確立と規制・制度改革、企業や組織の垣根を越えたデータ利活用プロジェクト等の推進

① 産学官を糾合した人工知能技術に係る司令塔機能「人工知能技術戦略会議」の設置と人工知能技術の研究開発・社会実装の推進等

② 規制・制度改革、データ利活用プロジェクト等の推進

【プロジェクト抽出体制の整備】

【個別プロジェクトの実行実現】

<BtoC のビジネス領域関連>

ア) IoT を活用した健康・医療サービスの充実強化

イ) 無人自動走行を含む高度な自動走行の実現に向けた環境整備

ウ) 小型無人機の産業利用の拡大に向けた環境整備

エ) 世界最先端のスマート工場の実現

オ) 次世代ロボットの利活用促進

カ) 産業保安のスマート化

キ) 防災・災害対応に係る IoT・ビッグデータ・人工知能・ロボット等の活用推進

ク) i-Construction

ケ) FinTech

コ) キャッシュレス化等によるビッグデータの利活用促進

サ) IoT を活用したおもてなしサービスの実現

<CtoC のビジネス領域関連：シェアリングエコノミーの推進>

ii) 第4次産業革命を支える環境整備

① データ利活用促進に向けた環境整備

② スピード感あるビジネスの新陳代謝の促進

ア) 第4次産業革命を見据えた新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等

イ) 第4次産業革命に対応した金融・資本市場の整備

ウ) 第4次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進

エ) 公正かつ自由な競争を確保するための実態把握と厳正な法執行

③ 第4次産業革命を支える人材育成・教育システムの構築

④ 中堅・中小企業に対する IT・ロボット活用の促進による第4次産業革命の波及

⑤ 第4次産業革命に対応した IT 産業の構造転換

⑥ サイバーセキュリティの確保と IT 利活用の徹底等

ア) サイバーセキュリティの確保

イ) IT 利活用の推進とマイナンバー利活用拡大等

ウ) 政府・地方自治体のオープンデータの推進

⑦ 第4次産業革命を支える情報通信環境整備

ア) モバイル分野の競争促進

- イ) IoT に対応するための情報通信インフラの高度化・周波数帯確保
- ウ) 4K・8K の推進

2. 世界最先端の健康立国へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 公的保険外サービスの活用促進

- ① 医療・介護関係者を含めた枠組み構築
- ② 介護を支える保険外サービス市場の創出・育成・見える化
- ③ エビデンスに基づく質の高いサービス市場構築
- ④ 新たな健康寿命延伸産業の自立的創出に向けた環境整備
- ⑤ 保険者機能の強化等による健康経営やデータヘルス計画等の更なる取組強化

ii) ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上

iii) 医療・介護等分野における ICT 化の徹底

- ① 医療等分野における ID の導入等
- ② ビッグデータ活用によるイノベーション促進、医療現場や政策への活用
- ③ 個人の医療・健康等情報の統合的な活用

iv) 日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化、グローバル市場獲得・国際貢献

- ① 医療分野の研究開発の推進
- ② クリニカル・イノベーション・ネットワークの構築等によるイノベーション推進
- ③ 信頼性の確保されたゲノム医療の実現等
- ④ 異業種やベンチャー企業も含めたエコシステムの構築
- ⑤ グローバル市場の獲得・国際貢献

v) 「地域医療連携推進法人」制度の具体化

3. 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 生産現場の強化

- ① 農地中間管理機構の機能強化等
- ② 米政策改革の着実な実施
- ③ 生産性向上を担う経営体の育成・確保
 - ア) 経営力のある農業者の育成
 - イ) 経営体の強化
 - ウ) 次世代人材の確保
 - エ) セーフティネットの整備
- ④ 成長に必要な資金の供給

- ⑤ 生産現場の周辺にある優れた知見の結集・活用
 - ア) 産業界との連携
 - イ) 生産資材の価格形成の仕組みの見直し
 - ウ) 産学連携による日本版フードバレーの実現
 - エ) 革新的技術の導入による生産性の抜本的改善
 - オ) 都市における新産業としての農業の振興

ii) 国内バリューチェーンの連結

- ① 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工構造の実現
- ② 生乳の生産・流通構造の改革
- ③ 6次産業化の推進
- ④ ブランド力を発揮するための環境整備等
- ⑤ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対応の準備

iii) 輸出力の強化

iv) 林業の成長産業化

- ① 新たな木材需要の創出
- ② 原木の安定供給体制の構築

v) 水産業の成長産業化

4. 観光立国の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に

- ① 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放
- ② 国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化
- ③ 文化財の観光資源としての活用推進
- ④ 景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上
- ⑤ 滞在型農山漁村の確立・形成
- ⑥ 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統的工芸品等の消費拡大
- ⑦ 広域観光周遊ルートの世界水準への改善
- ⑧ 東北の観光復興

ii) 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

- ① 世界水準のDMOの形成・育成
- ② 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

- ③ 「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開
- ④ 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供
- ⑤ ビザの戦略的緩和
- ⑥ 観光関係の規制・制度の総合的な見直し
- ⑦ 民泊サービスへの対応
- ⑧ 訪日プロモーションの戦略的高度化及び多様な魅力の対外発信強化
- ⑨ MICE 誘致の促進

iii) すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

- ① 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現
- ② 新幹線、高速道路などの高速交通網の活用による「地方創生回廊」の完備
- ③ 地方空港等のゲートウェイ機能強化
- ④ 訪日クルーズ旅客 2020 年 500 万人に向けたクルーズ船受入れの更なる拡充
- ⑤ 公共交通利用環境の革新
- ⑥ キャッシュレス環境の飛躍的改善
- ⑦ 通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現
- ⑧ 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実
- ⑨ 休暇改革
- ⑩ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたユニバーサルデザインの推進

5. スポーツ・文化の成長産業化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106

5-1. スポーツ産業の未来開拓・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) スタジアム・アリーナ改革（コストセンターからプロフィットセンターへ）

- ① スタジアム・アリーナに関するガイドラインの策定
- ② 「スマート・ベニュー」の考え方を取り入れた多機能型施設の先進事例の形成支援

ii) スポーツコンテンツホルダーの経営力強化、新ビジネス創出の促進

- ① 大学スポーツ振興に向けた国内体制の構築
- ② スポーツ経営人材の育成・活用プラットフォームの構築

iii) スポーツ分野の産業競争力強化

- ① 新たなスポーツメディアビジネスの創出
- ② 他産業との融合等による新たなビジネスの創出
- ③ スポーツ市場の拡大を支えるスポーツ人口の増加（年代や男女等の区別のないスポーツ実施率の向上）

5-2. 文化芸術資源を活用した経済活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 文化芸術産業及び経済波及効果の拡大
 - ii) 文化財・文化資源のコストセンターからプロフィットセンターへの転換
 - iii) 地域活性化やブランド力向上に資する芸術文化の魅力創造と発信
 - iv) 文化に密接に関連する分野への投資による波及効果の発現
 - ① コンテンツを軸とした、新たな技術・手法を用いた文化発信・市場拡大戦略
 - ② デザインを用いた戦略的な文化の潜在力発揮

6. サービス産業の活性化・生産性向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 生産性伸び率 10%を達成する成長企業 1 万社の創出
 - ii) 事業分野別の生産性向上
 - iii) 中小企業支援機関等の活用を通じた地域単位での生産性向上

7. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 中堅企業・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立
 - ① 世界市場を目指した地域中核企業の成長支援
 - ② TPP を契機とした地域中小企業等の海外展開支援
 - ③ 地域イノベーションの推進
 - ④ IT 活用をはじめとする中堅企業・中小企業・小規模事業者の生産性向上支援
 - ⑤ 下請事業者の取引条件の改善
 - ⑥ 地域の中小企業・小規模事業者の経営支援機関の連携強化
 - ⑦ 中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立に向けた金融機能の強化と事業再生・事業承継
 - ⑧ 中小企業・小規模事業者による人材の確保・育成
 - ⑨ 地域の中心市街地や商店街の活性化
 - ⑩ 事業継続計画（BCP）の裾野の広い普及の促進

8. ものづくり産業革命の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) ロボットによる新たな産業革命の実現

- ① ロボット新戦略の実行・進化
- ② 中堅・中小企業に対する IT・ロボット活用の促進による第4次産業革命の波及
- ③ 研究開発・社会実装の加速化に向けた環境整備等

ii) 航空機産業の拡大

iii) 宇宙機器・利用産業の強化・拡大

9. 既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化・・・・・・・・・・128

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 住宅が資産として評価される既存住宅流通市場の形成

- ① 品質と魅力を備えた既存住宅流通市場の形成
- ② 不良資産の解消と新規投資の促進

ii) 次世代住宅の普及促進

iii) 既存住宅を活用した若年・子育て世帯の住居費等の負担の軽減

- ① 既存住宅を活用した若年・子育て世帯の住居費負担の軽減
- ② 地域ぐるみで子供を育む環境の整備

10. 環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大・・・・・・・・・・131

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 徹底した省エネルギーの推進

- ① 産業部門における省エネの推進
- ② 民生部門における省エネの推進
- ③ 運輸部門における省エネの推進
- ④ 国民運動による省エネ・低炭素型商品・サービスのマーケット拡大

ii) 再生可能エネルギーの導入促進

- ① 系統制約の解消
- ② 研究開発・規制制度改革の推進
- ③ 福島県における再生可能エネルギーの導入拡大

iii) 新たなエネルギーシステムの構築等

- ① 電力分野の新規参入と CO₂ 排出抑制の両立
- ② IT の活用による再エネ・省エネ融合型エネルギーシステムや地産地消型のエネル

ギーシステムの構築

③ 水素社会の実現に向けた技術実装の推進

iv) 革新的エネルギー・環境技術の研究開発の強化

v) 資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等

① 国内外での資源開発・確保の推進

② 国内外をつなぐ柔軟な LNG・天然ガス取引市場の育成・発展

vi) 安全性が確認された原子力発電の活用

vii) 日本のエネルギー・循環産業の国際展開の推進

① エネルギーインフラ輸出等を通じたエネルギー産業の国際展開の推進

② 制度・運営・技術協力をパッケージにした循環産業の国際展開の推進

11. 都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化 140

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 都市の競争力の向上

ii) 産業インフラの機能強化

II 生産性革命を実現する規制・制度改革 142

1. 新たな規制・制度改革メカニズムの導入 142

(1) 新たに講ずべき具体的施策

i) 第4次産業革命を勝ち抜く「目標逆算ロードマップ方式」

ii) 事業者目線で規制改革、行政手続きの簡素化、IT化を進める新たな規制・制度改革手法の導入

2. 未来投資に向けた制度改革 144

2-1. 「攻めの経営」の促進 144

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上

① 実効的なコーポレートガバナンス改革に向けた取組の深化

ア) フォローアップ会議における取組

イ) 持続的な企業価値の向上、中長期的投資の促進

② コーポレートガバナンスの実効性を確保するための市場構造の実現

③ 情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上

- ア) 企業の情報開示の実行性・効率性の向上等
- イ) 会計基準の品質向上
- ウ) 会計監査の品質向上・信頼性確保
- ④ 企業と投資家との対話の促進等

ii) 新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等

iii) 事業再生の促進

2-2. 活力ある金融・資本市場の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 153

(1) 新たに講ずべき具体的施策

i) 成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等

- ① 家計のポートフォリオ・リバランスを促す環境整備・投資教育
- ② フィデューシャリー・デューティの徹底
- ③ 金融機関による資産運用の高度化の促進
- ④ 長期安定的投資を支えるツールの整備
- ⑤ 金融資本市場の利便性向上と活性化
- ⑥ 市場の公正性・透明性・安定性の確保
- ⑦ 官民ファンド等による成長資金の供給
- ⑧ 国際金融規制改革への戦略的対応、国際的なネットワーク・金融協力の強化
- ⑨ 東京を国際金融センターとするための連携強化

ii) FinTech をめぐる戦略的対応

- ① FinTech による金融革新の推進
- ② FinTech の動きへの制度的な対応

iii) キャッシュレス化の推進等

iv) 金融仲介機能の質の改善

- ① 我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等に向けた安定的な金融機能の発揮等
- ② 金融仲介機能の更なる充実・強化
 - ア) 融資先企業に対するヒアリングの継続的な実施
 - イ) 金融仲介の取組に関する評価に係る多様なベンチマークの策定等
 - ウ) 金融機関と関係機関等の連携強化等

v) 公的・準公的資金の運用等の見直し

vi) 企業年金等の改善

2-3. 公的サービス・資産の民間開放（PPP/PFIの活用拡大等）・・・・・・・・・・163

- (1) KPIの主な進捗状況
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 成長対応分野で講ずべき施策
 - ii) 成熟対応分野で講ずべき施策
 - iii) 分野横断の施策

3. 国家戦略特区による大胆な規制改革・・・・・・・・・・167

- (1) KPIの主な進捗状況
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 国家戦略特区の「新たな目標」の設定
 - ① 残された「岩盤規制」の改革
 - ② 事業実現のための「窓口」機能の強化
 - ii) 迅速な事業の具体化・実施、指定区域の追加等
 - iii) 更なる規制改革事項の追加等
 - ① 東京圏における国際都市機能の更なる向上等
 - ② 東京開業ワンストップセンターの抜本的強化
 - ③ 小型無人機や完全自動走行に係る「近未来技術実証」の推進
 - ④ 国家戦略特区における「民泊」の検証等
 - ⑤ 地域の実情に即した待機児童対策
 - ⑥ 小規模認可保育所に対するバリアフリー条例の適合免除の明確化
 - ⑦ 「医療的ケア児」への義務教育のための看護に関する新たな仕組みの構築
 - ⑧ 特区における公務員等の「働き方改革」の先行実施
 - ⑨ 農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁
 - ⑩ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進
 - ⑪ 地域限定数次ビザの発給要件の更なる緩和等

Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等・・・・・・・・・・175

1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化・・・・・・・・・・175

- (1) KPIの主な進捗状況
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ
 - ① 大学改革
 - ア) 指定国立大学法人制度

- イ) 卓越大学院 (仮称)
 - ウ) 大学の機能強化の取組の加速
 - ② 競争的研究費改革
 - ③ 国立研究開発法人の改革等 (「橋渡し」機能等の強化)
- ii) 組織トップが関与する「組織」対「組織」の本格的な産学官連携の推進
- ① 大学・国立研究開発法人に対するガイドラインの策定
 - ② 国立大学法人評価や指定国立大学法人指定へのガイドラインの活用
 - ③ 特定国立研究開発法人等の取組の強化
- iii) 第4次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進
- ① 第4次産業革命に対応した知財等の制度整備
 - ② 国際標準化推進体制の強化
 - ③ 知財・標準化人材の育成
 - ④ 知財紛争処理システムの機能強化
- iv) 「ベンチャー・チャレンジ2020」の実現
- ① 「地域と世界の架け橋プラットフォーム」の整備
 - ア) 世界のベンチャー・エコシステムとの国際連携体制の構築
 - イ) 「攻め」の地方案件の発掘
 - ウ) 世界と地域をつなぐ関係施策の一体的な実施 (政府関係機関コンソーシアム及びアドバイザーボードの設置)
 - ② 民間による自律的なイノベーションエコシステムの構築支援 (大学・国立研究開発法人、大企業等の潜在力の発揮等)

2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等 188

2-1. 人材力の強化 188

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 未来社会を見据えた初等中等教育の改革

- ① 変革の時代に求められる教育の全国展開
- ② 教育コンソーシアムによる官民の連携強化
- ③ 教員の授業力向上と IT 環境整備の徹底
- ④ 初等中等教育の情報化における著作権等の課題への対応

ii) 高等教育等を通じた人材力の強化

- ① 第4次産業革命時代に即した世界トップレベルの人材の輩出 (卓越大学院 (仮称)・卓越研究員制度による人材育成・強化)

- ② IoT・ビッグデータ・人工知能等を牽引するトップレベル情報人材の育成と高等教育における数理教育の強化
- ③ 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関
 - ア) 今後の産業界の人材獲得ニーズの反映
 - イ) 新たな時代に即した、柔軟な学習環境の提供
 - ウ) 教える人材の柔軟な確保・育成
 - エ) 「職業プロ養成機関」としての質担保・向上のビルトイン・インセンティブ
- ④ 「第4次産業革命 人材育成推進会議」の開催
- ⑤ 専門職大学院、高等専門学校、専修学校における高度専門職業人等の養成機能の充実

iii) 企業の人材管理の促進

- ① 企業における人材育成等の取組の情報提供の促進
- ② 中高年人材の最大活用
- ③ 未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の加速化（「セルフ・キャリアドック」の導入・促進等）

2-2. 働き方改革、雇用制度改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 197

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 働き方改革の実行・実現

- ① 生産性の高い働き方の実現
- ② 高度プロフェッショナル制度の早期創設
- ③ 同一労働同一賃金の実現等
- ④ 長時間労働の是正
 - ア) 労働基準法の執行の強化
 - イ) 時間外労働規制の在り方の再検討
 - ウ) 企業の自主的な取組の促進
 - エ) 国家公務員の取組促進
 - オ) 全国的なワーク・ライフ・バランス運動の展開等
- ⑤ 持続的な経済成長に向けた賃金・最低賃金の引上げのための環境整備

ii) 労働市場での見える化の促進

iii) 予見可能性の高い紛争解決システムの構築等

2-3. 多様な働き手の参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 203

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 女性の活躍推進
 - ① ダイバーシティ経営の実践の促進
 - ② 待機児童解消に向けた取組強化
 - ③ 女性が働きやすい制度等への見直し
 - ii) 高齢者の活躍推進
 - iii) 障害者等の活躍推進
 - iv) 外国人材の活用
 - ① 高度外国人材を更に呼び込む入国・在留管理制度の検討
 - ② 外国人留学生、海外学生の本邦企業への就職支援強化
 - ③ グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受入れ促進
 - ④ 在留管理基盤強化と在留資格手続きの円滑化・迅速化
 - ⑤ 外国人受入れ推進のための生活環境整備
(外国人材受入れの在り方検討)

IV 海外の成長市場の取り込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 210

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 経済連携交渉、投資協定・租税条約の締結・改正の推進
 - ii) TPP を契機にした中堅・中小企業の海外展開支援
 - iii) 対内直接投資誘致の強化
 - iv) インフラシステム輸出の拡大
 - ① 戦略的な人材育成の実施
 - ② 戦略的対外広報及び「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダード化
 - ③ 円借款及び海外投融資の一層の迅速化並びに国際開発金融機関との連携強化
 - v) クールジャパンの推進

V 改革のモメンタム ～「改革2020」の推進～・・・・・・・・・・ 217

- (1) 次世代都市交通システム・自動走行技術の活用
 - i) ストレスフリーな次世代都市交通システム
 - ii) 高齢者等の移動手段の確保・隊列走行の実現

- (2) 分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決
 - i) 再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素の利用
 - ii) 革新的エネルギーマネジメントシステムの確立

- (3) 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現
 - i) 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会体験プロジェクト
 - ii) 市街地・空港等

- (4) 高品質な日本式医療サービス・技術の国際展開（医療のインバウンド）

- (5) 観光先進国のショーケース化
 - i) 観光地域
 - ii) 東京
 - iii) 成田空港・羽田空港

- (6) 対日直接投資拡大に向けた誘致方策

別冊 「改革2020」プロジェクト

第1 総論

I 日本再興戦略 2016 の基本的な考え方

(成長戦略第二ステージの使命)

アベノミクス第一ステージでは、これまでタブー視されてきた電力、農業、医療などの分野の「岩盤規制」に切り込むとともに、法人実効税率の抜本的引下げや TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の署名、コーポレートガバナンスの強化など、「できるはずがない」と思われてきた改革を断行してきた。我が国での事業展開の足かせとなっていた、いわゆる「六重苦」は、劇的に改善してきている。実際に、政権交代以降、名目 GDP は約 30 兆円、就業者数は 100 万人以上増加し、企業収益は史上最高の水準に達している。回り始めた経済の好循環を、持続的な成長路線に結びつけ、「戦後最大の名目 GDP600 兆円」の実現を目指していく。

しかしながら、民間企業の動きは、いまだ本格的なものとなっていない。我が国は、世界に先駆けて本格的な人口減少社会に突入し、需給両面で大きな課題に直面する。世界では、先進国経済は新たな需要創出も潜在成長力も伸び悩む「長期停滞論」が指摘され、好調であった中国等の新興国経済も勢いを失っているなど、先行きに不透明感が高まっている。

これを乗り越えて、GDP600 兆円を実現するためには、企業が、豊富な内部留保を設備・イノベーション・人材といった未来への投資に積極果敢に振り向けることが不可欠である。このため、

- ①新たな「有望成長市場」の戦略的創出、
- ②人口減少に伴う供給制約や人手不足を克服する「生産性革命」、
- ③新たな産業構造を支える「人材強化」、

の三つの課題に向けて、更なる改革に取り組むことが求められる。これこそが、成長戦略第二ステージの新たな使命である。

ビッグデータ・人工知能などの技術革新や、農業の 6 次産業化をはじめとしたビジネスモデルの転換により、大きな発展の可能性が現実のものとなってきている。新たな価値の提供や社会的課題の対応により、潜在需要を開花させるとともに、人口減少社会での供給制約を克服する「生産性革

命」を強力に推進する。

成長戦略第二ステージでは、こうした萌芽^{ほうが}を、既存の組織や伝統的な業種の枠を乗り越え、経済社会全体にわたる、産業横断的な大きなうねりにつなげていく。官民で認識と戦略を共有し、新たな有望市場を創出する、「官民戦略プロジェクト 10」に着手する。

(第4次産業革命と有望成長市場の創出)

今後の生産性革命を主導する最大の鍵は、IoT (Internet of Things)、ビッグデータ、人工知能、ロボット・センサーの技術的ブレークスルーを活用する「第4次産業革命」である。

「第4次産業革命」は、社会的課題を解決し、消費者の潜在的ニーズを呼び起こす、新たなビジネスを創出する。一方で、既存の社会システム、産業構造、就業構造を一変させる可能性がある。既存の枠組みを果敢に転換して、世界に先駆けて社会課題を解決するビジネスを生み出すのか。それとも、これまでの延長線上で、海外のプラットフォームの下請けとなるのか。第4次産業革命は、人口減少問題に打ち勝つチャンスである一方で、中間層が崩壊するピンチにもなり得るものである。

第4次産業革命は、技術、ビジネスモデル、働き手に求められるスキルや働き方に至るまで、経済産業社会システム全体を大きく変革する。新たな社会システムや産業構造、就業構造の将来像を共有し、それに向けた目標を目指したロードマップに基づいて、オールジャパンで改革を進めなければならない。スピードを重視し、先行的なアイデアを「この指とまれ」方式で実行していくことが重要である。

第4次産業革命に勝ち残る戦略の第一歩は、世界の主要プレイヤーの戦略と、我が国の「強み・弱み」を分析し、「取りに行く」分野を明確にすることである。我が国は、第1幕のネット空間から生じる「バーチャルデータ」のプラットフォームでは出遅れた。しかしながら、第2幕の、健康情報、走行データ、工場設備の稼働データといった「リアルデータ」では、潜在的な優位性を有している。既存の企業や系列の枠を超えて、第2幕の「リアルデータ」でプラットフォームを獲得することを目指していく。

(新たな規制・制度改革メカニズムの導入)

「世界で最もビジネスしやすい国」を目指して、更なる改革を進めるため、新たに二つの改革メカニズムを導入する。

第1に、「目標逆算ロードマップ方式」の導入である。第4次産業革命時代では、技術の予見が難しく、スピードが重視される。いつまでに、どのような技術を社会に実装するのか。あるべき将来像を官民で共有し、そこから逆算して具体的な制度改革の工程を設計する方式を導入する。

第2に、事業者目線での規制・行政手続きコストの削減である。これまで、政府では、規制改革、行政手続き簡素化、行政手続きのIT化は、別々に進められてきた。しかしながら、事業者からすれば、全体としての規制・行政手続きコストが、競争力を左右する要因であり、投資を国内で行うか海外に持っていくか、の決定要素となる。このため、規制改革、行政手続きの簡素化、IT化を一体として、事業者目線で規制・行政コスト全体を削減する、新たなメカニズムを導入する。

(イノベーションと人材の強化)

第4次産業革命を実現する鍵は、オープンイノベーションと人材である。技術の予見が難しい中、もはや「自前主義」に限界があることは明白である。既存の産学官の枠やシステムを超え、世界からトップレベルの人材、技術、資本を引き付ける魅力ある国となれるのか、が勝敗を分けるポイントである。

第4次産業革命が進行する中で、産業構造や就業構造は変革していかざるを得ない。企業と個人との関係も変わらざるを得ない。技術や産業の変革に合わせて、人材育成や労働市場、働き方を積極的に変革していかなければ、雇用機会は失われ、雇用所得は減少し、中間層が崩壊して二極化が極端に進んでしまう。

第4次産業革命の波は、若者に「社会を変え、世界で活躍する」チャンスを与えるものである。日本の若者が第4次産業革命時代を生き抜き、主導できるよう、プログラミング教育を必修化するとともに、ITを活用して理解度に応じた個別化学習を導入する。

大学改革、国立研究開発法人改革を実現し、産学共同研究を大幅に拡大

する。

世界のトップレベルの人材を引き付けるため、世界最速レベルの「日本版高度外国人材グリーンカード」を導入する。

(日本再興戦略 2016)

時代は大きく変わろうとしている。変革を恐れず新たな成長の途^{みち}を目指すのか、世界の先行企業の下請け化の途を取るのか。日本は今、歴史的な分岐点にいる。こうした変革の時代を乗り越え、成長軌道に乗せ、日本を世界で最も魅力的な国とする。

そのための羅針盤が、日本再興戦略 2016 である。

II 日本再興戦略 2016 における鍵となる施策

1. 600兆円に向けた「官民戦略プロジェクト10」

1-1：新たな有望成長市場の創出

(1) 第4次産業革命（IoT・ビッグデータ・人工知能）

IoTにより全てのものがインターネットでつながり、それを通じて収集・蓄積される、いわゆるビッグデータが人工知能により分析され、その結果とロボットや情報端末等を活用することで今まで想像だにできなかった商品やサービスが次々と世の中に登場する。サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合し、また、財・サービスを提供する側と消費する側といった垣根も取り払われるなど新たなビジネスモデルが生み出され、多くの社会的な課題が解決されるとともに、生活の質も飛躍的に向上していく。そうした第4次産業革命の波は、我々が想像する以上のスピードで押し寄せている。

人工知能技術は人間を超えるのか、世界中で論争が巻き起こっている。データ利活用のアイデアによって、誰が競争力を有するかは一夜にして変わる。製造現場など日本が強みを持つ分野と人工知能等の第4次産業革命の鍵を握る技術をどう組み合わせるのか。勝ち目はあるが、ここを逃せばもう後はない。

第4次産業革命は、技術やビジネスモデルがどう革新していくのか、方向性を予見するのが難しく、絶対的にスピードが重視される時代である。官民ともに「待ち」の姿勢は命取りとなりかねない。産学官の英知を結集し、将来のあるべき姿を官民で共有し、そこからバックキャストすることで、技術と我が国の強みをいかしたビジネス戦略を検討する。そして、そうした中で、民によるビジネスモデルの作り込みと官による規制・制度改革、官民協調による技術開発の推進やデータプラットフォームの創出促進など具体的なプロジェクトを推進していくことが必要である。なお、こうした施策を推進するに当たり、IoT社会の到来によるデータ流通量の爆発的な増加と、データの付加価値の飛躍的な向上等に対応したサイバーセキ

セキュリティ確保が重要であることは言うまでもない。

予測困難な時代であるがゆえ、ビジネスの新陳代謝のスピードを加速しなければならない。オープンイノベーションや事業分野の迅速な入替え等の重要性がますます増していき、金融・資本市場についても、これまで以上に事業性に応じた成長資金の供給が求められていく。

人材育成にも、可及的速やかに取り組まなければならない。第4次産業革命が進展する中で、「働き手」に求められるスキルや業務は何なのか。人材育成も、そうした将来像からバックキャストして、検討していくことが必要である。

第4次産業革命を我が国全体に普及させる鍵は、中堅・中小企業である。中堅・中小企業の現場ニーズ、現場目線でITやロボット導入を進めていくことが重要である。小型の汎用ロボットの導入コストを大幅に引き下げることはもとより、個々の事業者のビジネスの実態、業務フロー等に応じ、丁寧にITやロボットの導入を最大限サポートしていく。

急激に起こる様々な変革に対応できるか。一瞬の遅れが致命的になりかねない中、課題は多岐にわたっており、横断的な対応が求められている。このため、第4次産業革命を推進する政府全体の新たな司令塔として、日本経済再生本部の下に「第4次産業革命官民会議」を開催し、政府の取組全体を統括していく。

第4次産業革命の推進に当たっては、総合科学技術・イノベーション会議におけるSociety 5.0¹の基本方針の検討と連携しつつ進める。

<鍵となる施策>

- ①総合的な司令塔である「第4次産業革命官民会議」の開催
- ②「人工知能技術戦略会議」における研究開発・産業化戦略の具体化

¹ サイバー空間の積極的な利活用を中心とした取組を通して、新しい価値やサービスが次々と創出され、社会の主体たる人々に豊かさをもたらす、人類史上5番目の社会である「超スマート社会」を世界に先駆けて実現（Society 5.0）していく（狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく、という意味が込められている）。

- ③規制・制度改革（「目標逆算ロードマップ方式」、「規制改革、行政
手続の簡素化、IT化の一体的推進」、
企業や組織の垣根を超えたデータ利活用プロジェクト等の推進と
セキュリティの確保
- ④第4次産業革命を見据えた新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等
- ⑤「第4次産業革命 人材育成推進会議」における人材育成・
教育関連施策等の具体化
- ⑥中堅・中小企業への第4次産業革命の波及

(2) 世界最先端の健康立国へ

第4次産業革命の中では、「医療」、「介護」の姿も一変する。

健康・予防サービスの成長余力は極めて大きい。ウェアラブル端末の普及、健康・予防サービスに対する個人の嗜好^{しこう}の高まりや多様化等を背景に、サービス需要は今後飛躍的に増大していくものと考えられる。健康・予防サービスは、医療・介護費用の適正化効果も見込まれる。潜在需要の大きさは、ビジネスチャンスの大きさでもある。様々なニーズに、質の高いサービスを柔軟かつ効率的に提供していく。成長産業化に向けたサービス提供ビジネスモデルの確立が大きな課題である。

レセプトや健康診断のデータに加えて、ウェアラブル端末等のIoTによるデータ収集を活用すれば、よりリアルタイムで個人の状況に応じた、効果的なサービス提供が可能となる。これまでの成長戦略の取組で、「データヘルス」や「健康経営」が保険者や企業に定着しつつある中、技術革新をいかしてどのような「個別化健康サービス」の提供を後押しできるのか、検証していく。また、ICT等を活用した予防・健康づくりに向けた取組に対し、インセンティブが付与されるよう、制度設計を進めていかなければならない。

従前からのいわゆる医療、介護分野についても、ICTの利活用に加え、ビッグデータと人工知能、ロボット等の新技術の活用へと第4次産業革命への対応を加速化しなければならない。膨大な臨床データと個々の患者の状態を踏まえた創薬、医療機器開発、個別化サービス等が実現し、これまで以上に質の高いサービスが国民一人一人に行き渡る事となる。介護ロ

ロボットや画像診断から事務作業の効率化等まで、医療、介護の現場負担も大きく軽減される。我が国の誇るべき患者や要介護者に寄り添った丁寧なサービス、チーム医療、チーム介護に、現場がさらに専念することも可能となるのである。

医療については、我が国の誇る国民皆保険制度をいかして、世界に冠たる医療 ICT 活用基盤を構築していく。治療や検査等の膨大なデータを、安全かつ効果的に活用することにより、最先端の創薬や治療、医療機器の研究開発につなげていくことができる。これに加え、こうした膨大なデータについて人工知能等も活用すれば、医療現場で診療を支援する仕組みを構築し、より質の高い医療の実現につなげていくことも考えられる。

また、介護については、人材不足が喫緊の課題である中、ロボットやセンサー、ICT 等、介護現場を支える技術進歩にこれまで以上に取り組んでいくことが必要である。ICT 等により、現場の負担を軽減させる。これに加え、ロボットやセンサー等の技術を最大限活用して、現場の負担を軽減し、新たな取組へのモチベーションを生み出し、高齢者の自立支援につながる質の高い介護を実現する。そしてそれがまた、介護現場のイノベーションに向けた意欲を引き出すという好循環を生み出すよう、早急に検討を進めなければならない。

世界一の長寿国である我が国の健康確保の秘訣は、世界からの注目度も高い。第4次産業革命に対応した新たなサービスを世界に先駆け確立することで、海外市場の開拓と相手国への貢献にもつながることも期待される。

<鍵となる施策>

- ① **ビッグデータ等の活用による診療支援・革新的創薬・医療機器開発**
(治療や検査のデータを広く収集し安全に管理・匿名化する新たな基盤を実現)
- ② **IoT等の活用による個別化健康サービス**(レセプト・健診・健康データを集約・分析・活用)、健康・予防に向けた保険外サービス活用促進
- ③ **ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上**(介護報酬や人員配置・施設基準の見直し等を含め制度の対応を検討)

(3) 環境・エネルギー制約の克服と投資拡大

地球規模の課題である環境・エネルギー制約を、我が国の最先端技術等で解決するとともに、経済成長に向けた投資を拡大していく。

省エネルギー投資は、投資額そのものに応じた経済効果に加え、生産工程の見直し等を合わせて行うことで、単純な省エネ分を超えるコスト削減や製品・サービスの品質向上等を通じた競争力の強化にもつながるものである。データ利活用によるサービス提供等にビジネスの重心が移っていく中、これまで製造業中心に行ってきた省エネ投資の推進を、流通・サービス業や中小企業にも拡大することが、我が国全体の経済成長にもつながっていく。

再生可能エネルギーについては、国民負担の抑制を図るとともに、最大限の導入に向けて取り組んでいく。また、2030年頃の大規模な水素サプライチェーンの構築を目指し、燃料電池自動車の本格的な普及を進めるなど、水素社会の実現を進めていく。

本年4月には、電力小売の全面自由化が行われ、多様な事業者による新規参入が始まっている。さらに、需要家側の蓄電池や太陽光発電設備等をネットワークでつなぎ一体的に制御しつつ、新たな需要管理手法であるデマンドリスポンスと組み合わせることで、統合的なエネルギーマネジメントを行う新たなビジネスモデルが生まれつつある。まさにエネルギー分野における第4次産業革命であり、我が国の技術的な強みをいかし、世界市場の獲得を目指した取組を進めていかなければならない。

資源開発・確保は、国の経済活動を支える基盤であり、中長期的な視野に立った対応が必要である。足下では、資源価格の低迷を背景に開発投資が停滞しており、将来の大幅な需給ギャップと資源価格の高騰も懸念される。資源価格の低迷下においても、安定的な資源開発投資を行っていくことが、安定的な経済成長にもつながっていく。

<鍵となる施策>

- ① 流通・サービス業と中小企業等の省エネルギー投資の促進**
- ② 再生可能エネルギーの導入促進と新たなエネルギーシステムの構築**

(燃料電池自動車の本格的な普及など水素社会の実現、「節電量（ネガワット）取引市場」の創設)

③ 資源安全保障の強化

(4) スポーツの成長産業化

スポーツには、人を夢中にさせ、感動させる魅力がある。世界では、スポーツが産業として目覚ましい発展を遂げている例もある。2020年に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を迎えようとする今、我が国のスポーツは、その魅力に相応しい経済的な価値を生み出しているだろうか。

人を惹きつける力があるということは、ビジネスで言えば集客力がある、ということである。単に、観戦して帰る、ということでは終わらせるのではなく、持てる集客力をどういかにするか、マーケティングの視点を持てば、我が国でもスポーツを成長産業へと転換させていくことが可能である。

地域に人が集まる、それは、地域活性化のキーワードである。スポーツを核に地域活性化を進める。一つの有力なアイデアである。スタジアム・アリーナをどこに立地し、地域内外からの人を地域のどこに集客することが良いのか。試合がある日、一時のスポーツ観戦のみならず、周辺エリアも含めて一体的に捉え、スポーツを核にしながらその「場」でどういったエンターテインメントや思い出となる出来事を提供するのか。まちづくり的な視点、「モノ消費」から「コト消費」への転換といった視点が重要である。

メディアへの露出、最新のデジタル技術等を活用した新たな観戦スタイルやスポーツ体験のサポート、健康、食、医療、観光、ファッション、文化芸術等の他のビジネスとの融合による新市場の創出など、スポーツの魅力を経済価値に転換していくための取組も進めていく。また、これらの新たな市場の創出を支える人材育成も重要な課題である。

スポーツを産業として捉える上でも、アスリート・ファーストが基本である。アスリートやプレーヤーから生み出された経済価値を競技環境の底上げや最新のトレーニング手法の導入に充てることで、競技レベル、我が

国スポーツの国際的なブランド力の向上につなげるとともに、競技人生・現役期間中を超えて一人一人のアスリートの自己実現に結実させる。そしてそれが、次の新たな経済価値の創出、スポーツの未来開拓へと展開していく。スポーツをめぐるこうした好循環を確立することこそが、目指すべきゴールである。

＜鍵となる施策＞

- ① スポーツ施設の魅力・収益性の向上
- ② スポーツ経営人材の育成・活用とプラットフォームの構築
- ③ スポーツと IT・健康・観光・ファッション・文化芸術等の融合・拡大

(5) 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化

住宅市場の活性化は、需要喚起と住宅関連投資の拡大、双方の観点から経済成長に大きく貢献していく可能性がある。

住宅の購入は、一生の中で最も高価な買い物であることが多い。それにもかかわらず、「住宅は購入したらゴールである」と思ってしまい、その後特段の手入れをせずに資産価値が低下してしまう場合も多いのではないだろうか。実際、木造であれば築後約 20 年～25 年で価値がゼロになってしまうとも言われている。そうした評価は本当に正しいのだろうか。

一つの家になん年住み、子や孫に家を残したいと考える方もいれば、老後になったら住宅を担保に生活資金を調達したいと考える方もいよう。人生のステージに応じて住む家を変えたいと思う方もいよう。価値観は人それぞれである。様々な希望や思いをかなえるためにも、新築市場の活性化に加え、大切に住み、適切にリフォームをすれば価値が上がり、資産として評価される、そうした既存住宅市場を作り上げていくことが必要である。

また、第 4 次産業革命は住宅市場にも訪れている。IoT 技術等の新技術を活用し、新たな生活スタイルや健康、セキュリティサービス等を次世代住宅として提供していく。そうした新たな付加価値の提供を含めた住宅市場の開拓も進めていくことで、住宅の資産価値は更に高まっていくと考え

られる。

住宅の資産価値の向上は、老後不安の解消による消費の底上げ、という我が国の消費行動そのものにも変革を与える大きな波及効果を有するものである。そうしたことも肝に命じ、取り組んでいかなければならない。

＜鍵となる施策＞

住宅が資産として評価される既存住宅流通市場の形成

1-2：ローカルアベノミクスの深化

(6) サービス産業の生産性向上

我が国の GDP の約 7 割はサービス産業で占められている。また、地域雇用の大宗もサービス産業で支えられており、国民一人一人が経済成長と地域社会の活力を実感できるようにするためには、サービス産業の生産性の向上が不可欠である。

サービス産業は、企業間の生産性格差が大きく、業種別に業務内容も大きく異なる。また、地域密着型の事業者が圧倒的に多いため施策の浸透が難しいという特徴も有する。こうしたサービス産業の実態を踏まえれば、画一的ではない様々な角度からの政策的アプローチが求められており、これに丁寧に取り組み、サービス産業の生産性の向上を進めていくことが必要である。既に、昨年 4 月に「サービス産業チャレンジプログラム」を日本経済再生本部決定し、業種横断、業種別、地域レベルでの生産性向上に向けた取組が開始されている。こうした流れを本格化し、「全国規模でのサービス産業生産性向上運動」を形成していく。

サービス産業の生産性向上を^{けんいん}牽引する成長企業の創出に取り組む。時代の主役はサービス産業である。第 4 次産業革命を通じて、純粋なモノづくりや単純サービスの付加価値はますます薄れ、データを利用したサービス提供に軸足を移していくことが不可避となっていく。こうした時代の趨勢を、意欲ある経営者の方に理解してもらいながら、先進的なデータ・IT 利

活用促進等を支援し、2020年までに生産性の伸び率10%程度の成長企業を全国で1万社創出していく。また、例えば、代表的なサービス業の一つに旅館業が存在する。個々の旅館では、例えば、データやタブレットを活用し、個々の宿泊客の様々な要望を旅館全体で共有し、これに応えるといったサービスなど、様々な新しい発想が生まれている。リピーターの獲得に加え、そうした評判がインターネットを介して広く拡散することで、新規顧客の開拓にもつながっていく。こうした取組に加えて重要なのは、地域の魅力の向上である。地域の魅力を通じた集客力の向上と個々の事業者の生産性の向上に向けた取組、これがあいまってはじめて、持続可能な成長モデルとなることを、地域の現場に浸透させていくことが重要である。

業種別の特性を踏まえた生産性の向上を、業種別事業者団体とも密接に連携しながら進めていくことも重要である。既に、現場プロセスのカイゼンをはじめ生産性が高い製造業等の優れたノウハウを、サービス業に普及させていく取組が開始されている。こうした取組を通じて得られた先進的なビジネスモデルや業務フローの標準化手法等を、中小企業等経営強化法（平成28年5月24日成立）に基づき策定する事業分野別指針（生産性の向上に向けて事業分野別に取り組むべき指針）にも盛り込み、業種別事業者団体をはじめとする関係機関等とも連携し中小企業施策等も活用しながら、その普及促進に取り組んでいく。

地域の現場においても、サービス産業の生産性向上に関する取組は高まっている。意識の高い地域では、地方自治体、中小企業団体、地域金融機関等の関係者が一堂に会し、サービス産業の生産性の向上に向けたモデルケースの共有や、個別ケースに関する役割分担、ITをはじめとする専門支援人材の派遣等について継続的に議論する協議会等が設置されている。こうした取組を、まち・ひと・しごと創生に係る地域ブランディングのアプローチと組み合わせ、地域力と個々の事業者の生産性の向上を合わせて進めていくよう地域の現場に働きかけていく。

＜鍵となる施策＞

- ① サービス産業の生産性向上を牽引する^{けんいん}先導企業の創出
- ② 事業分野別の生産性向上
- ③ 中小企業支援機関等の活用を通じた地域単位での生産性向上

(7) 中堅・中小企業・小規模事業者の革新

地域経済の主角は、中堅・中小企業・小規模事業者である。

しかし、地域の事業者にも変革の波が押し寄せている。人口減少が顕在化し、事業者自身の高齢化がますます進展するなど、地域の経済社会の存立そのものが脅かされつつある。こうした変革に対応しながら、自身の持つ潜在力をいかにして最大限に発揮していくか。そうした事業者の挑戦を地域の現場で応援していくことが重要である。

TPP は、地域の企業が世界で活躍する大きなチャンスをもたらす。地域経済を牽引する中核企業や意欲ある中小企業の世界市場への挑戦を徹底的に支援することで、飛躍的な成長につなげていくことが可能である。

人手不足の中で、IT 利活用の促進をはじめとする生産性の向上は、中小企業・小規模事業者にとって重要な課題である。地域の中小企業支援機関とも連携し、IT 利活用事例を丁寧に紹介することで経営者への IT 利活用に関する意識付けを行いながら、ビジネスの実態に合わせた IT 投資や省力化投資等を促進していく。

さらに、下請事業者の取引条件の改善や、地域金融機関による事業性評価融資の促進、事業再生・事業承継の円滑化等を推進することで、経済の好循環を全国の中小企業・小規模事業者に拡大していかなければならない。

<鍵となる施策>

- ① 世界市場を目指した地域中核企業の成長支援
- ② TPP を契機とした地域中小企業等の海外展開
- ③ IT 利活用をはじめとする中堅企業・中小企業・小規模事業者の生産性向上支援
- ④ 「ローカルベンチマーク」等を活用した担保や個人保証に頼らない成長資金の供給促進、金融機能の強化と事業再生・事業承継の加速化

(8) 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化

「地域で頑張る農業者の所得を増やす。」、これがアベノミクス第二ステージの農業改革のキーワードである。農地集積・集約化を通じた生産規模の拡大を進め、売上げを増しながら、生産コストや中間マージンの削減を徹底的に行い、国内外の新たなマーケットに挑戦していく。「産業」としての、こうした流れを加速していく。

8億人の巨大市場をつくり出すTPPは、農林水産業にとって、大きなチャンスである。世界からも評価されているおいしく、安全な日本の食を、徹底的に世界にアピールし、成長する世界の需要を取り込んでいくことで、販路開拓・拡大を行っていく。

世代間のバランスのとれた持続可能な農業構造としていくことが重要であり、農業を若者、女性にとって魅力ある「職場」とするため、知恵を絞らなければならない。勘と経験は、財産である。しかし、それが一人の農業者の中に閉じ込められていては、まさに宝の持ち腐れであり、いずれ失われてしまう。若者・女性を含めて次世代に幅広く勘と経験を伝承する。そのためにも、ノウハウの見える化を行い、スマートフォンやタブレット端末に日常生活から親しんでいる若者や女性が効率的に技術を修得できるよう、農業のIT化や自動化を可能な限り進めていくことが重要である。

本年3月4日の未来投資に向けた官民対話では、農業界と経済界が協力して、頑張る農業者を地域の現場レベルから全国的な取組までを通じて幅広く応援するとの決意が表明され、協力体制の構築が確認された。経営力をはじめとする人材力の強化、徹底したコスト削減、輸出力の強化、IT化・自動化など、農業者だけでは一朝一夕には解決できない課題も多い。政府・農業界・経済界でしっかりタッグを組んで、具体的な取組を実行していく。

<鍵となる施策>

- ① **農地中間管理機構の機能強化**
- ② **生産資材のコスト低減及び生産者に有利な流通・加工構造の実現**
- ③ **人材力の強化**
- ④ **輸出力の強化**

- ⑤ スマート農業の推進（遠隔監視による無人自動走行の実現：2020 年
まで）
- ⑥ 農業界と産業界の連携体制の構築

(9) 観光立国

昨年の訪日外国人旅行者数は 1,974 万人、その旅行消費額は 3 兆 4,771 億円に達し、それぞれこの 3 年で 2 倍以上、3 倍以上と大きく増加した。観光は、「地方創生」の切り札、GDP600 兆円達成に向けた成長戦略の柱であり、訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、訪日外国人旅行消費額を 2020 年に 8 兆円とするなどの新たな目標に向け、こうした流れを更に加速し、観光を我が国の基幹産業へと成長させる。

これまで限定的にしか一般公開してこなかった迎賓館等魅力ある公的施設を大胆に開放するとともに、文化財や国立公園等を観光資源として活用しながら、魅力あふれる観光地づくりを進めていく。利用の拡大により経済的な価値を高め、それを各々の施設の自主財源として活用していく。観光地、各施設自身が、自律した観光地経営との発想に立って努力して初めて魅力が生まれてくる。重要なのは、合意形成のプロセス作りである。時には、外部人材も積極的に活用しながら、観光客が観光地に求めるものは何なのか、何を見たくて、何を体験したいのか、そうした視点での観光地づくりが重要である。このため、観光地の一体的なマーケティング、ブランディング等を戦略的に推進する専門組織である日本版 DMO*を全国各地で形成・育成していく。

※DMO:Destination Management/Marketing Organization の略。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS 等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体。

観光産業を我が国の基幹産業とするため、古い規制・制度の見直しを行うとともに、産業を支える人材育成にも力を入れる。例えば、トップレベルの経営人材から、地域における観光地づくりをリードする地域観光の中核を担う人材、即戦力となる地域の実践的な観光人材など、幅広い人材育成に本格的に着手する。

新たな目標が絵に描いた餅にならないようにするためには、宿泊施設やCIQ、交通、通信等の受入環境整備を早急に進めることも必要である。国としても全国ベースでの環境整備を進めるとともに、地域ごとに、何が課題で、それにいつまでに対応していくのか、今後の観光需要を見込んだ対応が不可欠である。

国内の観光需要の喚起も重要な課題である。年末年始、ゴールデンウィーク、お盆に観光需要が集中することは、事業者、働き手、観光客の全てにとってマイナスの影響がある。ピーク時には客が押し寄せ、ピーク時以外は稼働率が極端に下がる。事業者が販促活動を行う意欲を持たなかったとしても、ある意味自然である。働き手にとってみても、ピーク時のみ非常勤として雇用されることが多くなり、魅力的な職場とは言えない。観光客にとっても、どこに出かけても混雑し、料金設定も高いため、おのずと満足度が下がり、観光意欲が減退していく。観光需要の平準化は、観光立国の推進に向け、大きな課題である。

<鍵となる施策>

- ① 観光資源の魅力向上（迎賓館等の開放、文化財・国立公園などの活用）
- ② 観光関連規制・制度の見直し（通訳案内サービスの拡大等）
- ③ 地域観光経営（DMO）の推進
- ④ 観光人材の育成
- ⑤ 訪日外国人旅行者の拡大に向けた地域の受入環境整備
- ⑥ 休暇取得の促進・分散化

1-3：国内消費マインドの喚起

(10)官民連携による消費マインドの喚起策

GDP600兆円の実現に向けた道のりを確実なものとするため、民間投資の促進に加え、消費マインドの喚起策を検討する。

単純な需要の先食いでは意味がない。国内の需給ギャップを解消する消

費の底上げや、従来の消費行動・購買行動に変革をもたらし、新たな消費の創出につながる「国内消費マインドの喚起」を官民、政府・地方が連携し、実施していくことが必要である。

＜鍵となる施策＞

国内消費マインドの喚起策

2. 生産性革命を実現する規制・制度改革

(1) 新たな規制・制度改革メカニズムの導入

安倍政権は、エネルギーや農業、医療等の分野において、「戦後以来の岩盤規制改革」を断行してきた。民間投資を呼び込む大きな成果を上げており、日本再興戦略 2016 においても「600 兆円に向けた『官民戦略プロジェクト 10』」に位置付けられている。

安倍政権の改革に終わりはない。

迫り来る第 4 次産業革命、という時代の流れを鑑みれば、新たな規制・制度改革メカニズムを導入していくことも必要である。

第 4 次産業革命は、技術革新の予見が難しく、スピードが重視される時代である。瞬時の遅れは命取りにもなりかねない。先が読めない時代だからこそ、あるべき将来像を官民で共有し、そこから逆算してロードマップを描き、民による技術開発・ビジネスモデルの作り込みと官による規制・制度改革等を同時並行的に行っていくアプローチが求められる。想定との乖離かいりが発生した場合も、それを官民で同時に共有し、それぞれのアクションを瞬時に修正していく、そうした柔軟さが求められている。

個別分野の岩盤規制に加え、我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、「GDP600 兆円経済」の実現に向けた事業者の生産性向上を徹底的に後押しするため、規制改革、行政手続きの簡素化、IT

化を一体的に進める新たな改革手法を導入する。

＜鍵となる施策＞

- ① 産業革新の将来像に基づき設定した中期目標からバックキャストして具体的改革を実施する方式の導入（「目標逆算ロードマップ方式」）
- ② 事業者目線で規制改革、行政手続きの簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法の導入

(2) 国家戦略特区の活用（構造改革の突破口）

国家戦略特区については、来年度末までの2年間を「集中改革強化期間」として、以下の取組を「新たな目標」として設定することにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげる。

残された「岩盤規制」の突破口を開き、重点的に取り組むべき6つの分野等を定めて、規制改革事項の追加や深掘りに加え、必要な指定区域の追加や、具体的事業の「可視化」等について、一層の加速的推進を図る。

一つ一つの具体的なニーズに常時・網羅的に対応し、あらゆる事業の実現を図るための「窓口（ゲートウェイ）」としての機能について、一層の強化を図っていく。

(3) 未来投資に向けた制度改革

ア) コーポレートガバナンスの更なる強化

コーポレートガバナンス改革は、成長戦略の最重要課題である。その位置付けに変わりはない。GDP600兆円経済の実現に向けた成長市場が顕在化し、第4次産業革命という移り変わりが早い時代を迎えた今こそ、「攻めの経営」が求められているのである。

「企業と投資家の建設的な対話」、その実効性を上げていくことが求められている。魔法の杖があるわけではない。関係者が、その重要性を認識し、様々な取組を積み重ねていくことが必要である。

コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくためには、機関投資家サイドから、上場企業に対する働きかけの実効性

を高めていくことが有効である。このため、投資家には、企業側に「気づき」を与える対話を促していく。あわせて、最高経営責任者（CEO）の選解任プロセスや取締役会の構成・運営・評価等に係る上場企業の取組状況を把握、公表していくこと等を通じ、コーポレートガバナンスの実効性向上に向けた上場企業による取組みを促していく。

そして、そうした取組を支える基盤として、企業の情報開示の実効性・効率性の向上や株主総会プロセス電子化等を着実に進めていく。企業の情報開示については、「スチュワードシップ・コード」に掲げる企業と投資家の対話を促進する観点から、これまでの検討を土台にしながら、2019 年前半を目途として、国際的に見て最も実効的・効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を目指すこととする。

過去最高の企業収益で、日本経済のフロンティアを切り拓いていく、^{ひら}そうした投資が求められている。

<鍵となる施策>

- ① 企業と投資家の建設的な対話の基盤となる企業の情報開示の実効性・効率性の向上等
- ② 株主総会プロセスの電子化

1) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた成長資金の円滑な供給

より良い資金の流れを実現し、国民の安定的な資産形成につながるポートフォリオ・リバランスを促進するため、家計に関する取組として、NISA・ジュニア NISA の更なる普及と制度の発展や金融・投資教育の強化を図るとともに、金融機関に対しては、顧客（家計）の利益を第一に考えた行動がとられるよう、また、利益相反の適切な管理や運用高度化等を通じ真に顧客・受益者の利益にかなう業務運営がなされるよう、フィデューシャリー・デューティーの徹底を図る。

さらに、金融機関は、健全性を確保し、経済や市場のストレス時においても金融機関が十分な金融仲介機能を発揮すること及び事業性評価に基づく融資や本業支援等を通じて産業・企業の課題解決に資するような質の高い金融仲介機能を発揮する。

FinTech については、利用者保護や不正の防止等の観点も踏まえつつ、IT の進展を金融分野に取り込むこと等により、金融サービスの高度化を図り、利用者利便の向上や我が国経済の成長力強化につなげるため、制度面の課題について検討するほか、FinTech 企業が成長していくための環境（FinTech エコシステム）の形成を進める。世界をリードする海外展開も視野に入れた日本発の FinTech ベンチャーを創出し、利用者目線に立った金融サービスの革新を目指す。

また、ビッグデータの利活用を通じ、魅力ある観光の提供やインバウンド需要の更なる喚起や「地域経済分析システム（RESAS）」の政策的活用の検討等につなげていくため、キャッシュレス決済に伴い得られるビッグデータの利活用環境の整備を進める。

＜鍵となる施策＞

- ①成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等（NISA の普及、フィデューシャリー・デューティの徹底、長期安定的投資を支えるツールの整備、市場の公正性・透明性・安定性の確保等）
- ②質の高い金融仲介機能の発揮（事業性評価融資や本業支援等の取組強化）
- ③FinTech の推進（FinTech エコシステムの形成等）
- ④ビッグデータの利活用（クレジットカード取引に伴い得られるデータの標準化等）

り) PPP/PFI 等による公的サービス・資産の民間開放拡大

公的サービス・資産の民間開放は、民間の創意工夫をいかした質の高いサービスの効率的な提供につながり、新たな民間投資を生み出す起爆剤ともなり得る構造改革である。

新たなビジネスチャンスの創出、民間の知恵を活用した住民サービスの向上、効率化の促進による公的負担の軽減という、まさに「一石三鳥」の取組である。

空港や文教施設（スポーツ施設・社会教育施設・文化施設）、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE 施設など、国内外の観光客等の増加により需要の拡大が見込まれる施設等については、サービスの質の向上による更なる観光客等の呼び込み、効率化により生まれる原資を別の成長関連投資に回していくことによる相乗効果等が期待される。

有料道路、水道、下水道、公営住宅など、人口減少による需要減少等が見込まれる施設等についても、民間のノウハウを活用したアセットマネジメントの高度化に加え、海外展開や施設を活用したサービス創出等の新規事業開発など、「成長」の視点が必要である。

公共施設等運営権方式を含め、PPP/PFI 等を大胆に推進していくことが求められている。

＜鍵となる施策＞

PPP/PFI 等による公的サービス・資産の民間開放拡大

3. イノベーションの創出・チャレンジ精神にあふれる人材の創出

(1) イノベーション、ベンチャー創出力の強化

いよいよ、大学改革、国立研究開発法人改革の実現に向けた「行動の時」である。

第4次産業革命を迎え、オープンイノベーションの機運がこれまで以上に高まっている。技術革新の予見が難しい時代だからこそ、誰と組むのか、経営判断に占める重要性は高まる一方である。大学、国立研究開発法人への期待は大きく、責任も重い。大学、国立研究開発法人は本当に生まれ変わるのか、GDP600兆円経済の実現はそれにかかっている、と言っても過言ではない。

なぜ、これまで、産学連携は進まなかったのか。もちろん大学、国立研

究開発法人だけの問題ではない。大学・国立研究開発法人、企業の双方のトップが、まさにそれぞれの経営戦略の中で、どう Win-Win の関係を構築していくのか。研究者個人と企業の研究部門との微々たる連携ではない、そうした本格的な産学連携が求められている。

特に、第4次産業革命における勝敗の鍵は、人工知能関連分野である。競争のフィールドが、製造現場など日本が強みを持つリアルなデータをめぐる戦いに移りつつある中、まだ、勝機はある。人工知能関連技術とリアルなビジネス領域における我が国の技術的な強みをどういかにして第4次産業革命に挑戦していくのか。今後数年が勝負である。産学官の縦割りを排除し、本気で取り組んでいかねば、我が国の将来はない。そうした危機感を持てるのか、我が国の命運はそこにかかっている。

第4次産業革命は、ベンチャーの時代でもある。機動的な意思決定の下、迅速かつ大胆な挑戦が可能なベンチャーこそが、GDP600兆円経済実現に向けた中核を担わなければならない。地方からグローバルに挑戦するベンチャー企業も登場し、大企業もオープンイノベーションの相手先として、目の色を変えて有望なベンチャーを探している。世界に通用するベンチャー企業の創出に向けた機運は高まっている。

<鍵となる施策>

- ① 「組織」対「組織」の本格的な産学連携（企業から大学・国立研究開発法人等への投資3倍増：2025年度まで、国内外のトップ人材を集めた世界的研究拠点5か所創出）
- ② 「人工知能技術戦略会議」における研究開発・産業化戦略の具体化
- ③ 「地域と世界の架け橋プラットフォーム」の整備

(2) 経済成長を切り拓く^{ひら}人材の育成・確保

第4次産業革命を支える人材の育成・確保に本格的に着手する。

データを活用して付加価値を生み出すのは「人材」である。人工知能等の技術の進歩によって、仕事の内容や働き方は今後劇的に変化していくと

考えられるが、付加価値を生み出すビジネスモデルを考えるのは「人材」なのである。「人材」は、一朝一夕に生まれるものではない。初等中等教育、高等教育、さらには世界に通用するトップレベルの人材育成など、それぞれの過程において、時代の流れを読み、短期・中期・長期などの時間軸も意識しながら、未来投資として、教育システムを進化させていくことが必要である。

第4次産業革命により、教育の現場にも様々な変革が訪れていく。これまで培われてきた優れた伝統と、タブレット端末をはじめとするITを活用した新たな手法の導入、そのバランスを意識しながら、時代に合った教育手法を確立していかなければならない。

時代の流れに即した人材育成や教育手法の確立は、教育界だけで実施しようにも限界がある。実ビジネスの中で必要とされている人材はどのような人材なのか、最新の技術ではどういった教育手法が可能なのか、常に情報をアップデートできるための仕組み作りが重要である。

イノベーティブな発想を生み出すには、人材の多様性（ダイバーシティ）は欠かせない要素である。様々なバックグラウンドや経験、考え方の人間が集まり、そこでの刺激が、誰もが思いつかなかった発想につながっていく。優秀な人材の獲得競争は、今後、世界でますます激化していく。高度な外国人材を受け入れ、長期にわたり我が国の経済成長に貢献してもらう。そうした受入環境を整備しなければ、我が国は取り残される一方である。

＜鍵となる施策＞

- ① 第4次産業革命を支える人材育成・教育施策
- ② 「第4次産業革命 人材育成推進会議」の開催
- ③ 世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設

(3) 成長制約打破のための雇用環境整備、多様な働き手の参画

GDP600兆円経済の実現に向け、人口減少問題は、避けては通れない課題である。一刻も早く出生率の向上に向けた対策を講じていかなければならない。一人目の子供が生まれた時に夫が家事・育児に参画しないと、第二

子以降の出生がなされない傾向が極めて強い。重要なのは、男性の働き方改革である。

働き方改革は、生産性の向上にも貢献する。働き方改革を通じて生まれた自由時間を自己研さんに充てたり、家族と過ごす時間が増えることで心にゆとりが生まれるなど、働き方改革による労働の「質」が向上していくのである。

女性の活躍推進は、安倍政権の柱である。労働力の確保という単なる数合わせの議論ではない。経済社会に多様な価値観をもたらし、イノベーションの創出にもつながっていく。女性の活躍推進は、我が国経済社会全体の構造改革を進めるために必要であり、待機児童の解消をはじめ、政策を総動員していく。

知識、経験、ビジネスノウハウ、人脈など、高齢者のもつ財産を活用しないことは、経済的にも、次世代の人材を育成する観点からも大きな損失である。働く意欲のある高齢者の方には、生涯現役で活躍していただく。そうした社会環境を整えることは、高齢者の希望をかなえることや、精神的にも豊かな生活につながっていく。高齢者の活躍推進も引き続き重要な課題である。

<鍵となる施策>

- ① 長時間労働の是正に向けた取組強化
- ② 女性の活躍推進と高齢者の活躍推進

4. 海外の成長市場の取り込み

本年2月に署名されたTPPは、世界のGDPの約4割を占めるアジア・太平洋の8億人の巨大市場の成長を取り込む大きなチャンスをもたらす。海外ビジネスに精通した専門家を活用し、海外事業戦略の策定、現地人材の確保、販路開拓等の総合的な支援を行うなど、中堅・中小企業等の海外展開支援に総力を挙げる。

加えて、TPP の速やかな発効及び参加国・地域の拡大に向けて取り組むとともに、日 EU・EPA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓 FTA などの経済連携交渉を、戦略的に、かつスピード感を持って推進する。我が国は、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す。また、我が国企業の海外展開に向けたビジネス環境整備のため投資協定・租税条約の締結・改正に向けた取組も加速する。

インフラ需要の高まりは、世界に広がっており、その獲得競争は苛烈を極めている。アジアに限らず、世界の幅広いインフラ需要に応えるためには、官民一体の受注に向けた従来の取組を更に推進するとともに、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（本年5月公表）に基づき、世界全体の資源を含むインフラ案件に対する今後5年間に約2,000億ドルを目標とするリスクマネーの供給拡大及び更なる制度改善、並びに JICA、JBIC、NEXI、JOGMEC その他の関係機関の体制・機能強化及び十分な財務基盤の確保が重要である。競合国との差別化を図るため、資金的なアプローチに加え、戦略的対外広報及び「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダード化や現地人材の育成など相手国のニーズを踏まえた効果的な支援を政府横断的に実施していく。

TPP を契機に我が国を貿易・投資の国際中核拠点（グローバル・ハブ）とすることを目指し、対内直接投資も一層拡大する。各国での誘致競争が激化している。外国企業に日本に目を向けてもらうためには何をすれば良いのか。自治体とも連携しながら、日本の魅力、地域の売りをしっかりとアピールしていくことが必要である。また、ビジネス環境のみならず、生活環境も含め、外国企業と外国人が活動しやすい国としていく取組も一層強化していかなければならない。

＜鍵となる施策＞

- ① 経済連携交渉、投資協定・租税条約の締結・改正の推進
- ② TPP を契機にした中堅・中小企業の海外展開支援
- ③ インフラシステム輸出の拡大
- ④ 対内直接投資の促進

5. 改革のモメンタムの活用（「改革2020」プロジェクトの推進）

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される。我が国は世界中から注目を集め、多くの外国人が訪日する。2020年を一つのゴールと見立て、ショーケース化することを意識しながら改革・イノベーションを進めていくことで、大きな推進力を得ることが可能となるのである。

このため、2020年以降に継承できる財産（レガシー）にもつながることを留意しつつ、我が国の強みである技術力等をショーケース化していく。世界中で新たなビジネスモデルの構築競争となっている自動走行や世界共通の課題である環境・エネルギー問題の解決、人口減少と高齢化といった幅広い課題の解決に資する先端ロボットの活用など、未来を切り拓くプロジェクトを2020年に向けて実施していくことで、我が国と世界の未来を切り拓いていく。

<鍵となる施策>

「改革2020」プロジェクト（自動走行、分散型エネルギー、先端ロボット等）

Ⅲ 更なる成長の実現に向けた今後の対応

(KPI レビューによる PDCA サイクルの徹底)

今回の成長戦略は、成長戦略第二ステージとして「有望成長市場」、「生産性革命」、「人材強化」の三つの課題に向けて、更なる改革に取り組むものである。KPI については、これまでの累次の成長戦略で設定してきたが、成長戦略第二ステージに沿うように施策群ごとに組み替えて再設定するほか、新しい分野については新たな KPI を設定し、更なる高みを目指せるものについては上方修正するなどした。

KPI の再設定は、これ自体が目的ではなく、施策を推進していくための手段である。KPI レビューを徹底して行い、成果が十分に上がっていないものについては、検証・評価を徹底し、なぜうまくいかなかったのか、目標を達成するために追加的に行うべき施策は何か、また、KPI の見直しの必要はないか、など、PDCA サイクルをしっかりと回していくことが重要である。

その際には、KPI が目標達成に向けて順調に進捗していない理由を並べることには注力するのではなく、むしろ、C (チェック) により浮かび上がる問題点を、A (アクション) につなげていくことが必要である。それが、KPI レビューの最も重要な機能である。KPI が設定されている施策群には、複数の施策・複数の府省庁が関係してくることが多く、それらを巻き込んで検討することが必要であり、産業競争力会議が司令塔となって牽引^{けんいん}していくことが重要である。

(第 4 次産業革命への対応)

日本経済再生本部の下に新たに設置する「第 4 次産業革命官民会議」では、政府内の関係会議と連携しつつ、我が国の強みをいかして世界と勝負できる重点分野の戦略や、イノベーション、人材育成をはじめとする横断的な政策の検討を行う。

重点分野については、世界でビジネス創出競争が激化している今だからこそ、個々の新たなビジネスの芽を花開かせるための取組が重要である。新たなビジネスモデルに係る国内外の検討状況を踏まえ、官民で共有すべき将来のあるべき姿を提示しながら、ビジネスモデルの具体化に必要な政

策と規制・制度改革を同時並行的に実施していく。あわせて、「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指した規制・行政手続きコストの削減にも取り組んでいく。

第4次産業革命を支える横断的施策であるイノベーションや人材育成も、いよいよ本格的な取組が開始される。

国立大学改革、国立研究開発法人改革は、いよいよ社会実装の時である。第4次産業革命の鍵を握る人工知能関連分野の技術戦略も、我が国の技術的な強みや海外の動向も広くウォッチしながら、戦略と行動の具体化を進めていく。個々の大学、国立研究開発法人が、自らの強みをベースに、何を目指し、誰と組み、何をするのか、目に見える具体的な取組を進めていくこととする。

人材育成も、第4次産業革命時代のビジネスの現場で求められるスキルや業務内容から人材育成・教育の在り方を検討していく新たな取組が始まる。求められるスキルや業務内容を可能な限り具体化し、どのようなプログラムで、どう教えていくことが最も効果があるのか、産業界と人材育成・教育関係者も巻き込んで議論し、実際の行動につなげていくことが必要である。

「就社」から「就職」へといった流れも今後ますます加速し、働き方そのものも大きく変わっていくものと考えられる。また、様々なアイデア、バックグラウンドを持つ人間が集まり、議論することでインスピレーションが生まれ、独創的なビジネスモデルにつながっていくことからすれば、世界からイノベティブな人材が集まる国を実現していく必要性も高まる一方である。個々人の働き方はどう変わっていき、働いた成果はどう評価されることが相応しいのか、また、海外の優れた人材を日本に呼び込んでいくためにどうすべきか、更に検討を進めていくことが必要である。

(「官民戦略プロジェクト10」の実行・実現)

今回の成長戦略では、アベノミクスによるこれまでの構造改革の成果を、新たな「有望成長市場」としてはっきりと世に示していくことで、伸び行く分野にヒト、モノ、カネが集まり、そこでの切磋琢磨せつさたくまによる生産性向上を進めるとともに、そこで顕在化する制度的課題には政府として断固対応していく、との意思の表れとして「官民戦略プロジェクト10」を提示して

いる。

掛け声倒れに終わってはならない。特に、経済界等とも密接に連絡しつつ、各プロジェクトの内容を具体化し、現場の行動にまでつなげていく。官は規制改革をはじめとする環境整備、民は「攻めの経営」によるイノベーション投資、まさに文字どおり、官民挙げて、各プロジェクトの実行・実現に全力を挙げなければならない。そうした取組の進捗を、KPI レビュー等を通じてしっかりと確認していくことが重要である。

(アベノミクス第二ステージの挑戦)

「GDP600 兆円経済」の実現に向けては、一刻の猶予も許されない。構造改革という幹と、それを取り巻く成長市場や新たなビジネスモデルの創出・育成、さらには成長の基盤となるイノベーションの創出や人材育成、それらを一体的に進めていくことが必要である。

変革の時代を乗り越え、日本の将来を切り拓^{ひら}き、次の世代に輝く未来というバトンを渡していくため、今こそ、産学官のオールジャパンで、スピード感を持って具体的な行動を起こしていかなければならない。それこそが、アベノミクス第二ステージの挑戦である。

IV 日本再興戦略 2016 の主要施策例

日本再興戦略 2016 においては、次章のとおり、昨年「『日本再興戦略』改訂 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）の進捗を検証した上で、施策を柔軟に見直し、新たに講ずべき具体的施策の追加、全工程表のリバイスを行い、今後実行していく方針を打ち出している。

このうち、日本再興戦略 2016 の基本的な考え方にに基づき、産業競争力会議等において議論がなされた代表的な施策を抜き出して整理すると以下のとおりである。（注：施策の例示であり、重要度や優先順位を示すものではない。）

1. 600 兆円に向けた「官民戦略プロジェクト 10」

1-1：新たな有望成長市場の創出

(1) 第 4 次産業革命（IoT・ビッグデータ・人工知能）

- ① 総合的な司令塔である「第 4 次産業革命官民会議」の開催
- ・ 第 4 次産業革命に係る政府全体の新たな司令塔として、日本経済再生本部の下に「第 4 次産業革命官民会議」を開催し、政府の取組全体を統括していく。

【本年夏を目途に開催】

② 「人工知能技術戦略会議」における研究開発・産業化戦略の具体化

- ・ 人工知能の分野において、産学官を糾合し、我が国の強みをいかした技術戦略の策定・実行を指揮する司令塔機能として本年 4 月に設置された「人工知能技術戦略会議」において、産学官で取り組むべき人工知能の研究開発目標と産業化のロードマップを策定し、研究開発から社会実装までを一元的に推進する。

【本年度中にロードマップを策定】

③ 規制・制度改革（「目標逆算ロードマップ方式」、「規制改革、行政手続の簡素化、IT 化の一体的推進」）、

企業や組織の垣根を越えたデータ利活用プロジェクト等の推進とセキュリティの確保

- ・ 期限を定めて目指すべき将来のビジネス像を官民で共有した上で、そこから逆算してロードマップを描き、具体的改革を実施す

る新たな規制改革等の実行メカニズム「目標逆算ロードマップ方式」を導入する。

【本年夏以降を目途に導入】

- ・自動走行やスマート工場の実現、小型無人機の産業利用、産業保安のスマート化、FinTech等を推進するための規制・制度改革等を進め、第4次産業革命を強力に推し進める。

【自動走行：2017年までに実証に向けた制度・インフラ整備】

【スマート工場：2020年までに先進事例を50件以上創出】

【小型無人機：本年夏までに制度設計の方向性を取りまとめ】

【産業保安：本年度中にIoT活用を促すよう
規制柔軟化・実証事業開始】

- ・シェアリングエコノミーの健全な発展に向けて、協議会を立ち上げ、必要な措置を取りまとめる。

【本年秋を目途に取りまとめ】

- ・サイバーセキュリティ対策は「コスト」ではなく「未来への投資」であるとの認識の下、成長産業化等を進めつつ、新たな人材育成プログラムを策定するとともに、重要インフラ防護の在り方や行動計画の見直し等について検討する。

【本年度中に人材育成プログラムを策定・公表】

【本年度末までに行動計画の見直し】

- ④ 第4次産業革命を見据えた新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等
- ・イノベーションを生み出す研究開発や戦略的な投資、迅速な事業再編等を加速するために、法制上の措置も視野に、制度的対応の必要性を含めた施策について検討を進め、必要な措置を講じる。

【年内を目途に結論】

- ⑤ 「第4次産業革命 人材育成推進会議」における人材育成・教育関連施策等の具体化

- ・第4次産業革命を支える人材育成を推進するため「第4次産業革命 人材育成推進会議」を開催し、関係省庁や産業界等の参加を得なが

ら、求められるスキルや業務等の検討を進め、人材育成・教育政策等に反映する。

【本年中に設置】

⑥ 中堅・中小企業への第4次産業革命の波及

- ・中小企業団体等の取組とも連携しながら、中堅・中小企業をIT、カイゼン活動、ロボット導入の専門家が支援する。

【今後2年間で1万社以上に支援】

- ・中堅・中小企業へのロボット導入を加速させるため、小型汎用ロボット本体の価格と実装に要する費用を2割以上引き下げるとともに、ロボットを活用したシステムの構築・導入を支援する人材（システムインテグレーター）を倍増（1.5万人→3万人）する。

【2020年までに実現】

(2) 世界最先端の健康立国へ

- ① ビッグデータ等の活用による診療支援・革新的創薬・医療機器開発（治療や検査のデータを広く収集し安全に管理・匿名化する新たな基盤を実現）

- ・医療分野等の情報を活用した創薬や治療の研究開発の促進に向けて、治療や検査データを広く収集し、安全に管理・匿名化を行い、利用につなげる「代理機関（仮称）」制度を検討する。その際、例えば「代理機関（仮称）」で収集された膨大なデータを活用して、医療現場にエビデンスに基づく診療支援を提供することが可能となる等、医療関係者や患者がメリットを感じられる仕組みとなるよう検討を進める。

【来年中を目途に所要の法制上の措置を講ずる】

- ② IoT等の活用による個別化健康サービス（レセプト・健診・健康データを集約・分析・活用）、健康・予防に向けた保険外サービス活用促進

- ・個々人の状況にあった「個別化健康サービス」の提供を実現するため、保険者・企業が有するレセプト・健診・ウェアラブル端末等から日常的に取得できる健康情報を対象者の同意の下で集約・

分析し、個別に健康サービスを提供する実証事業を開始する。医療保険者に対する予防・健康づくりを強化するインセンティブ改革に当たっては、こうした取組も含め、ICT等を活用した予防・健康づくりにインセンティブが付与されるよう設計を行う。

【本年度中に実証事業開始】

- ③ ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上(介護報酬や人員配置・施設基準の見直し等を含め制度の対応を検討)
- ・ ロボット等の導入による介護現場にもたらす生産性向上などのアウトカムデータの収集・分析の実証事業を本年度中から開始するとともに、その分析結果も踏まえ、介護現場でのイノベーションや創意工夫を引き出すインセンティブの視点も考慮しつつ、介護現場の負担軽減に資する形での、介護報酬や人員配置・施設の基準の見直し等の対応を含め、制度上、ロボット等を用いた介護について適切に評価を行う方針について検討し、結論を得る。また、行政が求める帳票等の文書量の半減や介護記録のICT化による業務分析・標準化等により、介護業務の改善を促進し、高齢者の自立支援に資する適切なサービスの推進を図るとともに、介護業務の生産性の向上とそれを通じた介護職員の負担軽減を図る。

【ロボット等を用いた介護について適切に評価を行う方針について、来年度中に検討・結論】

(3) 環境・エネルギー制約の克服と投資拡大

- ① 流通・サービス業と中小企業等の省エネルギー投資の促進
- ・ 省エネの産業トップランナー制度を流通・サービス業に拡大する。

【2018年度までに全産業のエネルギー消費量の7割をカバー】

- ・ エネルギー削減量だけでなく、原単位の改善、業界やサプライチェーン単位での省エネ等、生産性の向上につながる支援制度、省エネ法に基づく規制制度の見直しを行う。

【本年度中を目途に結論】

- ・ 住宅の省エネ促進のため、トップランナー基準の対象を本年度中に

白熱灯等へ拡大する。2020年までにハウスメーカー等の新築注文戸建住宅の過半数をネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化するとともに、省エネルギーフォームを倍増する。

② 再生可能エネルギーの導入促進と新たなエネルギーシステムの構築
(燃料電池自動車の本格的な普及など水素社会の実現、「節電量(ネガワット)取引市場」の創設)

- ・水素社会の実現に向け、燃料電池自動車、水素ステーションの導入を加速する。

【燃料電池自動車：普及台数を2020年までに4万台程度、
30年までに80万台程度とする】

【商用水素ステーション：2020年度までに全国で160か所程度、
2025年度までに320か所程度を整備】

- ・家庭の太陽光発電や蓄電池などをIoTを活用して統合的に管理・制御し、電力取引に活用する新たなエネルギーマネジメントビジネスを促進するため、節電した電力量を売買できる「節電量(ネガワット)取引市場」を創設する。そのため、事業者間の取引ルールを策定し、エネルギー機器を遠隔制御するための通信規格を整備する。

【取引市場創設：来年中、取引ルール・通信規格の整備：
本年度中】

③ 資源安全保障の強化

- ・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構等を通じてリスクマネー供給等の支援策を積極的に展開する。

(4) スポーツの成長産業化

① スポーツ施設の魅力・収益性の向上

- ・競技場や体育館等を魅力的で収益性を有する施設へと転換するため、施設のアクセス・規模・付帯施設・サービス等、施設整備と運用の在り方に関するガイドラインを策定する。

【本年度中に策定】

- ② スポーツ経営人材の育成・活用プラットフォームの構築
- ・スポーツ関連団体の組織運営、収益性、ガバナンス等の経営力向上に向け、スポーツ界内外の多様な人材を対象とした専門的・実践的な育成及びマッチング機能を有するプラットフォームの構築に向けて検討し、結論を得る。 【本年度中を目途に結論】

- ③ スポーツと IT・健康・観光・ファッション・文化芸術等の融合・拡大
- ・デジタル技術（IT）の活用によるスポーツの新たな価値創造、健康産業等の他産業との融合によるスポーツ新市場の創出・拡大等に向けた方策を検討し、結論を得る。 【本年度中を目途に結論】

(5) 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化

- 住宅が資産として評価される既存住宅流通市場の形成
- ・既存住宅の資産価値を適切に評価する流通・金融等の仕組みづくりを支援するとともに、品質と魅力を備えた「プレミアム既存住宅（仮称）」の登録制度を創設する。 【本年度中に創設】

1-2：ローカルアベノミクスの深化

(6) サービス産業の生産性向上

- ① サービス産業の生産性向上を^{けんいん}牽引する先導企業の創出
- ・「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」をはじめとする施策を総動員し IT 利活用等による革新的なサービス開発等を支援することで、2020 年までに生産性の伸び率 10%程度の成長企業を全国で 1 万社創出する。 【2020 年までに生産性の伸び率 10%程度の成長企業を 1 万社創出】
- ② 事業分野別の生産性向上
- ・中小企業等経営強化法（平成 28 年 5 月 24 日成立）に基づき、7 分野（運輸、医療、介護、保育、飲食、宿泊、卸・小売）を含む各事業分野について生産性向上に向けた指針を策定し、サービス業の特性に応じた IT の導入や経営指導等を支援していく。

【可能な限り速やかに指針策定】

- ③ 中小企業支援機関等の活用を通じた地域単位での生産性向上
- ・地域サービス産業の競争力強化・生産性向上の具体策の検討・実行・普及を行う地域協議会等の場の設置を、地方創生推進交付金等を活用して推進する。

(7) 中堅・中小企業・小規模事業者の革新

- ① 世界市場を目指した地域中核企業の成長支援

- ・地域経済分析システム (RESAS) の活用等を通じて地域経済を牽引する中核企業候補を発掘し、世界市場も見据えた事業化戦略の立案、販路を見据えた研究開発、海外販路開拓等を集中的に支援する。

【先導的プロジェクトを毎年 200 程度を目安に、
5 年間で約 1,000 支援】

- ② TPP を契機とした地域中小企業等の海外展開支援

- ・TPP を契機とした巨大市場の開拓を後押しするため、「新輸出大国コンソーシアム」の下、我が国の中堅・中小企業に対し、総合的な支援を提供する。

【本年 2 月から実施】

- ③ IT 利活用をはじめとする中堅企業・中小企業・小規模事業者の生産性向上支援

- ・IT 活用の相談会の開催等を通じて経営者の IT に対する意識改革を進めるとともに、今後 2 年間で 1 万社以上を、IT、カイゼン活動、ロボット導入の専門家が支援し、さらに、小規模事業者によるネット販売等の取組から中小企業によるデータ利活用などビジネス実態に合わせた IT 投資や省力化投資等を促進する。

- ④ 「ローカルベンチマーク」等を活用した担保や個人保証に頼らない成長資金の供給促進、金融機能の強化と事業再生・事業承継の加速化

- ・本年 3 月に策定した企業の健康診断指標である「ローカルベンチマーク」も活用しながら、金融機関や中小企業支援機関が事業者と対話を深め、担保や個人保証に頼らず生産性向上に努める事業者に対して成長資金を供給するよう促進する。

- ・金融機関と事業者がともに経営改善や生産性向上などに今まで以上に取り組むよう、信用保証制度の見直しを進める。あわせて、効果的な事業再生支援の実現、事業承継の円滑化や事業承継を契機とした経営革新等の促進に向けて必要な方策等について検討する。

(8) 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化

① 農地中間管理機構の機能強化

- ・都道府県による機構活用のインセンティブを高めるため、機構の実績を上げた都道府県に各般の施策に配慮する仕組みを導入する。

【実績集計後の予算配分から導入】

② 生産資材のコスト低減及び生産者に有利な流通・加工構造の実現

- ・農業者の所得向上のため、農業者が少しでも安い生産資材を自ら選択して調達できるようにするための方策や、農業者が自らの責任で販売先と価格を決定できる多様な選択肢が用意される流通構造を形成するための方策等について、本年秋を目途に具体的な方策を取りまとめる。

【本年秋を目途に結論】

③ 人材力の強化

- ・人材力を構成する経営力、技術力、労働力の強化のため、次世代を担う人材の確保、営農しながらノウハウを学びやすい環境の整備等に向けた具体的な方策を取りまとめる。

④ 輸出力の強化

- ・我が国農林水産業の輸出力を強化し、アジアを中心に拡大する世界の食市場を我が国農林水産物・食品の販路に取り込むため、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）に基づき、農林漁業者や食品事業者による意欲的な取組の支援と、民間では対応できない外国の規制等への対応に取り組む。

⑤ スマート農業の推進

- ・2018年までに有人監視下でのほ場内無人自動走行システムが市

販されることとなるよう、本年度中に安全性確保ガイドラインを策定する。また、2020年までにはほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを実現するため、共同研究の推進と関連制度の整備を進める。

【本年度中に安全性確保ガイドラインを策定】

【遠隔監視による無人自動走行を2020年までに実現】

⑥ 農業界と産業界の連携体制の構築

- ・ 農業界と産業界の連携を強化し、先端技術を有する企業とのモデル的技術開発、地域の商工会議所・商工会等と連携した新商品の開発等を推進する。
- ・ 農業法人が、他産業のノウハウや経験を持つ人材を採用し、経営発展にいかすことができるよう、産業界の協力を得て、人材のマッチングの仕組みを整備する。

(9) 観光立国

- ① 観光資源の魅力向上（迎賓館等の開放、文化財・国立公園などの活用）
- ・ 赤坂や京都の迎賓館のみならず、我が国の歴史や伝統にあふれる公的施設を大胆に一般向けに公開・開放する。

- ・ 文化財について、従来の「保存を優先とする支援」から「地域の文化財を一体的に活用する取組への支援」に転換するため、「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定し、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を整備する。

【本年度当初にプログラム策定、

2020年までに全国に200程度の拠点整備】

- ・ 日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化するため、まずは5か所の国立公園で「国立公園ステップアッププログラム2020（仮称）」を策定し、民間の知恵や資金を導入し、外国人向け満喫メニューの整備、上質感の創出、情報発信の強化等を集中的に実施する。

【本年度内にプログラムを策定】

② 観光関連規制・制度の見直し（通訳案内サービスの拡大等）

- ・通訳案内サービスの供給量の拡大を図るため、一定の品質確保を前提に「業務独占規制」など通訳ガイド制度等を見直すとともに、ランドオペレーターについて、登録制等の導入により実態を把握するとともに、問題のある事業者に対して適切に指導・監督できる制度を検討する。

【2017 年中に制度見直しを実施】

③ 地域観光経営（DMO）の推進

- ・2020 年までに、全国 100 か所で魅力ある観光投資プロジェクトを実施し、官民ファンド等でこれを後押しするとともに、世界水準の DMO を全国で 100 か所形成する。

【2020 年までに世界水準の DMO を全国で 100 組織形成】

④ 観光人材の育成

- ・観光産業をリードするトップレベルの経営人材を育成するため、産学官が連携して教育プログラムを開発し、国内トップ大学への観光経営大学院（MBA）の設置に本格的に着手する。

【本年度から本格的に着手】

- ・地域観光の中核を担う人材育成を強化するため、大学における観光学部等の標準カリキュラムの開発を行う。また、地域の観光産業を支える即戦力となる地域の実践的な観光人材を育成するため、専修学校等の教育機関と産業界が連携し、教育プログラムの改善・向上を図る。

【本年度から本格的に着手】

⑤ 訪日外国人旅行者の拡大に向けた地域の受入環境整備

- ・昨年 3 月に設置された地方ブロック別連絡会で明らかになった各地域の課題等について、訪日外国人旅行客数の新たな目標を踏まえ、課題別に実施主体と期限を明確にした上で、早急に対応していく。

⑥ 休暇取得の促進・分散化

- ・教育委員会や学校に対する学校休業日の柔軟な設定・分散化の働きかけ、産業界に対する学校休業日の柔軟な設定・分散化に合わせた有給取得年間3日増の働きかけ、国家公務員の学校休業日に合わせた年次休暇の取得を促進する。

2. 生産性革命を実現する規制・制度改革

(1) 新たな規制・制度改革メカニズムの導入

① 産業革新の将来像から逆算して具体的改革を設計するロードマップ方式の導入

- ・期限を定めて目指すべき将来のビジネス像を官民で共有した上で、そこから逆算してロードマップを描き、具体的改革を実施する新たな規制改革等の実行メカニズム「目標逆算ロードマップ方式」を導入する。

【本年夏以降を目途に導入】

② 事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法の導入

- ・まずは、外国企業の日本への投資活動に関する規制・行政手続の抜本的な簡素化について1年以内に結論を得る。

【1年以内を目途に結論（早期に結論が得られたものについては、先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手）】

- ・外国企業の日本への投資活動に関する分野以外についても、先行的な取組が開始できるものについては、年内に具体策を決定し、速やかに着手する。

こうした先行的な取組と上記取組の実施状況等を踏まえつつ、諸外国の取組手法に係る調査等を行い、規制・手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討した上で、本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する。

【先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手】

【本年度中を目途に、重点分野と削減目標を決定】

(2) 国家戦略特区の活用（構造改革の突破口）

- ・ 来年度末までの2年間で「集中改革強化期間」として、残された「岩盤規制」の突破口を開くなどの取組を「新たな目標」として設定することにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげる。

【規制改革事項について、次期国会も含め、速やかに法的措置等を講じる】

(3) 未来投資に向けた制度改革

ア) コーポレートガバナンスの強化

- ① 企業と投資家の建設的な対話の基盤となる企業の情報開示の実効性・効率性の向上等

- ・ 「スチュワードシップ・コード」に掲げる企業と投資家の対話を促進する観点から、金融審議会でのこれまでの検討を土台にしながら、関係省庁及び株式会社東京証券取引所が共同して、制度・省庁横断的な検討を行い、会社法、金融商品取引法、証券取引所上場規則に基づく制度開示の項目の整理や重複解消等を行うことによる、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を2019年前半を目途に実現することを目指す。

【国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備：2019年前半を目途とした実現を目指す】

【事業報告等と有価証券報告書を一体的に開示する場合の関係省庁の考え方等の整理と共通化可能な項目に係る具体的な進め方の決定：本年度中】

【四半期開示に関する決算短信の見直しの内容、その影響や効果の評価・分析と、今後の必要な改善点の把握：本年中に順次開始】

- ② 株主総会プロセスの電子化

- ・ 株主総会の招集通知添付書類（事業報告や計算書類等）の電子提供について、原則電子提供とする方向で、来年早期の会社法制の整備の着手も目指しつつ、講ずべき法制上の具体的な措置内容を検討する。

【来年早期の会社法制の整備着手も目指す】

イ) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた成長資金の円滑な供給

①成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境整備等

- ・フィデューシャリー・デューティの徹底、長期安定的投資を支えるツールの整備、市場の公正性・透明性・安定性の確保といった論点について、金融審議会で検討する。

【本年度中に一定の結論を得ることを目指す】

②質の高い金融仲介機能の発揮（事業性評価融資や本業支援等の取組強化）

- ・金融仲介の取組に関する評価に係る多様なベンチマークを策定する。

【本年度中に策定する】

③FinTechの推進（FinTechエコシステムの形成等）

- ・FinTechをめぐる諸課題と対応を検討し、FinTech企業が成長していくための環境（FinTechエコシステム）の形成等を進める。

【速やかに、フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議において検討を開始する】

④ビッグデータの利活用（クレジットカード取引に伴い得られるデータの標準化等）

- ・クレジットカード取引に伴い得られるデータの標準化を推進する。

【標準化について、年内に結論を得る】

ウ) PPP/PFI等による公的サービス・資産の民間開放拡大

- ・「PPP/PFI推進アクションプラン」（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定）に掲げられた2022年度までにPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大するとの数値目標の達成に向け、空港、文教施設（スポーツ施設・社会教育施設・文化施設）、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設等の成長対応分野と有料道路、水道、下水道、公営住宅等の成熟対応分野の双方の取組を強化する。

【2022年度までにPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大】

3. イノベーションの創出・チャレンジ精神にあふれる人材の創出

(1) イノベーション、ベンチャー創出力の強化

① 「組織」対「組織」の本格的な産学連携（企業から大学・国立研究開発法人等への投資3倍増：2025年度まで、国内外のトップ人材を集めた世界的研究拠点5か所創出）

- ・企業から大学・国立研究開発法人に対する投資額を2025年度までに現在の3倍にすることを旨とする。また、本格的な産学官連携・グローバル連携を実践して国内外からトップ人材や投資を呼び込む戦略研究拠点を創出する。

【来年度中に少なくとも5拠点創出】

② 「人工知能技術戦略会議」における研究開発・産業化戦略の具体化

- ・人工知能の分野において、産学官を糾合し、我が国の強みをいかした技術戦略の策定・実行を指揮する司令塔機能として本年4月に設置された「人工知能技術戦略会議」において、産学官で取り組むべき人工知能の研究開発目標と産業化のロードマップを策定し、研究開発から社会実装までを一元的に推進する。

【本年度中にロードマップを策定】

③ 「地域と世界の架け橋プラットフォーム」の整備

- ・昨年度に開始した「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」に関わる取組を、2020年に開催する「グローバル・ベンチャーサミット（仮称）」へつなげていくことも念頭に、アジア、イスラエル、欧州等へと拡充する。

【本年度から実施】

- ・政府機関がベンチャー施策を総動員して、地域での有望ベンチャー企業の発掘から世界市場への挑戦までを重点支援する「政府機関コンソーシアム」を構築するとともに、民間人材による「アドバイザリーボード」を設置し、ベンチャー企業の世界市場への挑戦支援と国のベンチャー支援策に係るアドバイスを実施。

【本年度中に構築】

(2) 経済成長を切り拓く^{ひら}人材の育成・確保

① 第4次産業革命を支える人材育成・教育施策

- ・初等中等教育でのアクティブ・ラーニングの視点による学習、IT を効果的に活用した個に応じた習熟度別学習指導（アダプティブ・ラーニング）、発達段階に即したプログラミング教育の必修化など情報活用能力の育成の徹底を図るため、2020年度から順次開始される新しい学習指導要領の見直しを行う。

【プログラミング教育の必修化など新しい学習指導要領の実施：
小学校 2020年度～、
中学校 2021年度～、高等学校 2022年度～】

- ・高等教育での数理・情報教育を強化するため、トップレベルのデータサイエンティストなどを育成する学部・大学院の整備を促進するとともに、全学的な数学教育の強化（標準カリキュラムの策定）等を実施する。

【来年度より具体的取組を開始】

- ・特定国立研究開発法人と国内トップの研究拠点や大学等が連携し、世界レベルの研究者を呼び込みつつ、IoT・ビッグデータ・人工知能等におけるトップレベルの研究と第4次産業革命を支える人材育成を一体的に行う。

【本年度より実施】

② 「第4次産業革命 人材育成推進会議」の開催

- ・第4次産業革命を支える人材育成を推進するため「第4次産業革命人材育成推進会議」を開催し、関係省庁や産業界等の参加を得ながら、求められるスキルや業務等の検討を進め、人材育成・教育政策等に反映する。【再掲】

【本年中に開催】

③ 世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設

- ・高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカー

ド」を創設する。

【可能な限り速やかに必要な措置を講ずる】

(3) 成長制約打破のための雇用環境整備、多様な働き手の参画

① 長時間労働の是正に向けた取組強化

- ・月 80 時間超の時間外労働を疑われる事業場に対する監督指導の徹底、月 80 時間超の時間外労働を定めた三六協定の届け出がなされた場合等の指導助言の強化等、労働基準監督署による監督指導を強化する。 【本年度から実施】

- ・昨年 4 月に国会に提出した労働基準法等改正法案の早期成立を図りつつ、三六協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を行う。

- ・労働時間等設定改善法に基づくガイドラインに、勤務間インターバル措置など、より踏み込んだ措置を自主的な取組の具体例として盛り込む。

② 女性の活躍推進と高齢者の活躍推進

- ・「待機児童解消加速化プラン」の推進や「企業主導型保育事業」の積極的な展開、ICT 活用による業務負担軽減、保育士資格の取得支援等と保育士の更なる処遇改善やキャリアパス構築等、保育の受け皿の整備や保育人材の確保について、安定財源を確保しながら着実に進める。 【本年度から順次実施】

- ・企業の成長性や収益性の向上につながるダイバーシティ経営の在り方を明確にするとともに、企業・投資家に対するダイバーシティ経営の訴求力を高めるための方策について検討する。

【新たな検討の場を立ち上げ、本年度中に一定の結論】

- ・65 歳以降の継続雇用延長や 65 歳までの定年延長を行う企業等への支援を充実する。

4. 海外の成長市場の取り込み

① 経済連携交渉、投資協定・租税条約の締結・改正の推進

- ・ TPP の速やかな発効及び参加国・地域の拡大に向けて取り組むとともに、日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA などの経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスの取れた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者^{けんいん}となることを目指す。また、投資協定・租税条約の締結・改正を推進する。

【2020 年までに 100 の国・地域を対象とする投資関連協定の署名・発効を目指す】

② TPP を契機とした地域中小企業等の海外展開支援

- ・ TPP を契機とした巨大市場の開拓を後押しするため、「新輸出大国コンソーシアム」の下、我が国の中堅・中小企業に対し、総合的な支援を提供する。

【本年 2 月から実施】

③ インフラシステム輸出の拡大

- ・ 公的金融機関や官民ファンドによる出融資や貿易保険等を通じた支援の強化に加え、事業実施可能性調査（F/S）や実証事業の充実、現地人材の育成や戦略的対外広報、国際標準の獲得や認証取得のための試験・評価拠点の整備・運用といった支援を政府横断的に効果的に組み合わせ、官民一体の受注に向けた取組を強化する。
- ・ JICA、JBIC、NEXI、JOGMEC その他の関係機関の体制・機能強化及び十分な財務基盤の確保等を行う。

④ 対内直接投資の促進

- ・ 地域における我が国企業と外国企業の提携を促進するとともに、自治体における戦略的な誘致の取組の強化を図る。また、トップセールスを含めた広報の強化にも努める。加えて、外国企業を呼び込む上での障害になる事業環境、生活環境について、規制・行政手続の簡素化や生活環境における外国語対応の促進等、抜本的な改善を図る。

5. 改革のモメンタムの活用（「改革2020」プロジェクトの推進）

- ・各プロジェクトの推進に当たっては、特に、事業の実施主体や実施場所を原則として本年度中に明確化した上で、その進捗状況の管理を厳格に行うこと、必要な規制改革を早期に明確化すること、世界でも顕在化しつつあるもの等の社会的課題の解決に貢献し、2020年以降に継承できる財産（レガシー）にもつなげることを留意すること、を全プロジェクトが実施すべき共通課題とする。

(参考)「600兆円に向けた『官民戦略プロジェクト10』」がもたらし得る潜在効果

第4次産業革命	付加価値創出：30兆円[2020年]
世界最先端の健康立国へ	市場規模 26兆円[2020年] (←16兆円[2011年])
環境・エネルギー制約の克服と投資拡大	エネルギー関連投資 28兆円[2030年度] (←18兆円[2014年度])
スポーツ産業の成長産業化	市場規模 15兆円[2025年] (←5.5兆円[2015年])
既存住宅流通・リフォーム市場の活性化	市場規模 20兆円[2025年] (←11兆円[2013年])
サービス産業の生産性向上 中堅・中小企業・小規模事業者の革新	サービス業付加価値 410兆円[2020年] (←343兆円[2014年])
攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化	6次産業市場 10兆円(2020年度) (←5.1兆円[2014年度])
観光立国	外国人旅行消費額 8兆円[2020年]、15兆円[2030年] (←3.5兆円[2015年]) 訪日外国人と日本人の旅行消費額合計 29兆円[2020年]、37兆円[2030年] (←約25兆円[2015年])

第2 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等

1. 第4次産業革命の実現

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す」

※今回、新たに設定する KPI

《KPI》「MVNO (Mobile Virtual Network Operator : 仮想移動体通信事業者)の契約数について、今年中に1,500万契約を目指す。」

(昨年3月末: 約954万契約)

⇒昨年12月: 約1,155万契約

(2) 新たに講ずべき具体的施策

第4次産業革命の鍵を握る人工知能技術の研究開発や日本の強みをいかした産業化を、産学官を糾合して戦略的に進めるための司令塔機能を設置するとともに、データ利活用・規制制度改革プロジェクト等の発掘及びその実行実現等を国家規模で進めていく。

あわせて、第4次産業革命を支える環境整備を進める。具体的には、スピード感ある変革に対応したビジネスの新陳代謝の促進、人材・教育システムの構築、中堅・中小企業におけるIT利活用の促進、円滑なデータ流通の促進、セキュリティ及び情報通信インフラの整備等のIT基盤インフラの整備等を進めていく。

i) 第4次産業革命の鍵を握る人工知能技術の研究開発と社会実装を加速するための司令塔機能の確立と規制・制度改革、企業や組織の垣根を越えたデータ利活用プロジェクト等の推進

- ① 産学官を糾合した人工知能技術に係る司令塔機能「人工知能技術戦略会議」の設置と人工知能技術の研究開発・社会実装の推進等
・第4次産業革命に係るグローバル競争を、総力を挙げて勝ち抜くため、政府、政府関係研究機関、大学、産業界等に係る全ての縦割りを打破し、海外の研究機関等とも戦略的に連携しながら、人工知能技術とリアルなビジネス領域における我が国の技術面等での強みをいかした産業化を加速するための司令塔機能

として、本年4月に設置した「人工知能技術戦略会議」において、産学官で取り組むべき人工知能の研究開発目標と産業化のロードマップを本年度内に策定する。あわせて、ロボット技術や先端計測分析技術、微細加工技術など我が国が強みを有する技術と人工知能技術との融合分野に関するグローバル研究拠点の整備及び研究開発の実施、革新的な基盤技術の構築、人工知能等のソフトウェアモジュール等のツールの提供や標準化等による人工知能の社会実装の加速、研究環境の向上等を含め、本年中を目途に世界レベルの研究・産業化を行うために必要な施策を具体化することで、研究開発から社会実装までを一元的に推進する。

- ・このような取組と並行して、人工知能の普及及びネットワーク化並びにその社会や人間への影響を踏まえ、人工知能の開発に当たり留意すべき事項（透明性、制御可能性等）について国際的に参照すべき原則の策定及びその継続的見直しその他関連する社会的・倫理的課題に関し、国内外における継続的な議論を推進する。

② 規制・制度改革、データ利活用プロジェクト等の推進

【プロジェクト抽出体制の整備】

- ・技術革新の予見が難しく、スピードが重視される第4次産業革命に対応するため、期限を定めて目指すべき将来のビジネス像を官民で共有した上で、そこから逆算してロードマップを描き、具体的改革を実施する新たな規制改革等の実行メカニズムを本年夏頃以降を目途に導入する【後掲】（「Ⅱ-1. 新たな規制・制度改革メカニズムの導入」において詳細記載）。
- ・第4次産業革命の第1幕は、ネット上のデータをめぐる競争であったが、第2幕は、製造現場など我が国が強みを持つリアルな世界のデータをめぐる競争となる。このため、「IoT 推進コンソーシアム」や「ロボット革命イニシアティブ協議会」の活用等を通じて、ビジネスの協調領域の特定を進め、企業や組織の垣根を越えてデータを集め、分析し、集積したデータを資産として活用することを含め、ビジネスにつなげていく取組を強化する。
ー先進的なビジネスプロジェクトの創出及び社会実装を加速する

ため、「IoT 推進ラボ」において①個別企業の短期的なプロジェクトに対して、資金・規制（企業実証特例・グリーゾーン解消制度の活用等）の両面から支援するとともに、②複数企業の中長期的なプロジェクトを活用した実証事業（スマートハウス、インフラ分野等）を通じて、規制改革・ルール整備等の環境整備に取り組む。これらのプロジェクト組成に向けて、企業・自治体等の連携促進を加速するとともに、日本を IoT ビジネスのハブとし、世界各国の IoT ビジネスを日本に呼び込む観点から、欧米、アジア、中東等の各国政府及び海外機関との連携を加速する。さらに、プロジェクトの発掘を全国各地に展開するため、地域の大学・研究機関や企業等とも連携しながら自治体が積極的に推進する「地方版 IoT 推進ラボ」の設置を促進する。

あわせて、本格的な IoT 時代には、クラウド集中型のデータ管理・処理構造から分散コンピューティングの考えを中心に据えた構造に移行することを見据え、ソフトウェアによりあらゆる機能を実現する仮想化技術に加え、協調型人工知能や組み込みソフトウェアを含む分散コンピューティングを実現するための技術戦略を示しつつ、ブロックチェーン技術の産業活用、データ流通の促進に向けた制度的課題等に係る検討を進め、本年秋を目途に対応方針を取りまとめる。

- －「スマート IoT 推進フォーラム」の活動等を通じ、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）が保有するテスト環境（テストベッド）のベンチャー企業等における利活用と技術開発等を推進することで、通信・放送・農業・医療・都市／住まいといった、生活に身近で地方創生につながる重点分野におけるサービスの創出支援を行う。
- －「ロボット革命イニシアティブ協議会」において、IoT・ビッグデータ等の活用による製造業のビジネス変革・スマート化に係るドイツ等と連携した国際標準化提案や先進事例となる取組の発掘・創出に向けた検討を進める。

【個別プロジェクトの実行実現】

<B to Cのビジネス領域関連>

ア) IoTを活用した健康・医療サービスの充実強化

- ・医療等分野の情報活用等に向けて、次世代医療 ICT 基盤協議会等において「代理機関（仮称）」に係る制度を検討し、その結果を踏まえて、来年中を目途に所要の法制上の措置を講じる【後掲】（「I-2. 世界最先端の健康立国へ」において詳細記載）。
- ・個々人の状況に合った「個別化健康サービス」の提供を実現するため、保険者・企業が有するレセプト・健診・ウェアラブル端末等から日常的に取得できる健康情報を、対象者の同意の下で集約・分析し、個別に健康サービスを提供する実証事業を本年度中に開始する。医療保険者に対する予防・健康づくりを強化するインセンティブ改革に当たっては、こうした取組も含め、ICT 等を活用した予防・健康づくりへのインセンティブが付与されるよう設計を行う（「I-2. 世界最先端の健康立国へ」において詳細記載）。

イ) 無人自動走行を含む高度な自動走行の実現に向けた環境整備

- ・「官民 ITS 構想・ロードマップ 2016」（平成 28 年 5 月 20 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT 総合戦略本部」という。）決定）に基づき、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに、無人自動走行による移動サービスや高速道路での自動走行が可能となるよう、来年までに必要な実証を可能とする制度やインフラ面の環境整備を行う。また、このような自動走行を含む ITS のイノベーションを推進するため、同ロードマップに基づき、総合科学技術・イノベーション会議における戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の研究開発プロジェクトや、道路等に設置される車両感知器等の交通データ基盤の整備と利活用等に取り組む。
- ・企業の枠を越えて自動走行地図の仕様を統一し、これを基に本年度中に国際標準を提案する。また、官民連携で地図関連データの整備を進め、早ければ 2018 年までの早期実用化を目指す。

ウ) 小型無人機の産業利用の拡大に向けた環境整備

- ・早ければ 3 年以内にドローンを使った荷物配送を可能とすることや災害現場における被災状況調査・搜索・救助、インフラ維持管

理、測量、農林水産業などを含む様々な分野で小型無人機がより一層活用されること等を目指し、官民の知見を結集し取りまとめた「小型無人機の利活用と技術開発のロードマップと制度設計に関する論点整理」（平成28年4月28日小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会決定）に基づき、「空の産業革命」の実現に向けて、官民が一体となって、小型無人機の機体性能の評価基準の策定や運航管理システムの構築、衝突回避機能の向上等のための技術開発や実証を支援するとともに、安全が確認された新技術から遅滞なく社会に実装できるよう、必要な措置（小型無人機の運航管理、衝突回避等のためのルール等）の検討を順次進めていく。また、本年夏までに、改正航空法の運用を踏まえて安全確保策の体系的整理・共有を図るとともに、本年夏までに安全確保のための制度設計の方向性について取りまとめ、その後、その制度設計の詳細について検討を継続する。さらに、本年夏までに、ドローン等の操作やデータの伝送に使用できる周波数帯の拡張及び電波の出力増力、携帯電話の上空での利用を可能とするために必要な制度整備を行う。

エ) 世界最先端のスマート工場の実現

- ・2020年までに、センサー等で収集したデータを、工場間、工場と本社間、企業間など組織の枠を超えて活用する先進事例を50件以上創出し、国際標準を提案する。また、本年4月に共同声明を発出したドイツをはじめ、各国との連携を一層強化する。

オ) 次世代ロボットの利活用促進

- ・次世代ロボットの実現に向けた検討を進める。一定程度均質なデータのインプットを前提に、事前に動作パターンを組み込み、正確かつ迅速に作業を繰り返すといったロボットとは異なり、人工知能を備える等、学習しながら自律的に動作する次世代ロボットの実用化を目指し要素技術を開発する。さらには、人工知能の研究開発・産業化に向けた取組とも連携しながら、複数のロボットが周囲の環境等も認識した上で、自律的に連携していくといった新たなロボット社会の実現に向け、緊急時を含む人の移動・物の輸送、災害対応、インフラ維持管理などをはじめ、幅広い分野に

おける技術開発・実証を進める。

カ) 産業保安のスマート化

・産業保安に関し、IoT等を活用して常時監視を行うなどの高度な自主保安を行う事業者に対して規制上のポジティブインセンティブを導入するなど、保安力に応じて規制を柔軟化する新たな制度を来年度当初から導入する。同時に、企業の枠を越えてデータの共有・活用を進めるためにプラント等での実証を行い、その実証結果を踏まえ、新たな制度の見直しを図る。また、IoT等の活用を反映させた新たな保険商品の開発等も促進させることでスマート化に向けたプラントオーナーの投資を促すほか、IoT等を活用したスマート保安システムを実装していることをプラント等のインフラ輸出における我が国の強みとして活用していく。

キ) 防災・災害対応に係る IoT・ビッグデータ・人工知能・ロボット等の活用推進

・災害発生時を想定したスーパーコンピューター等による精緻なシミュレーションの活用による災害対策の強化や災害現場における被災状況調査・捜索・救助へのセンサーやロボット・小型無人機の活用をはじめ防災・災害対応分野における IoT・ビッグデータ・人工知能・ロボット等の活用について、その潜在ニーズの大きさを踏まえ、また、将来的な海外展開の可能性も視野に、技術開発・実証及び導入・普及等を積極的に進める。

ク) i-Construction

・盛り土・切り土などの土工では、ドローン等による3次元データを活用するなど調査・測量から設計、施工・検査、維持管理・更新までの建設生産プロセスにおいて ICT の全面的な活用を推進するため、必要となる基準類を本年度より大規模な国直轄事業に原則として全面適用する（検査日数を5分の1に、検査書類を50分の1に削減）。

ケ) FinTech【後掲】（「Ⅱ-2. 未来投資に向けた制度改革」において詳細記載）

・情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律を施行し、仮想通貨への対応や IT の進展に伴う

技術革新への対応など、所要の政令・内閣府令を整備する。

- ・金融ビジネスの国際競争力の強化のため、「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」において FinTech をめぐる課題と対応を検討することとし、FinTech エコシステムの構築等に向けて、多様な領域の人材の連携・融合や内外の金融 IT 領域の関係者とのネットワーク形成等を推進する。
- ・金融機関と金融関連 IT 企業等との連携強化等のための環境整備を推進するため、FinTech の更なる展開等も見据え、イノベーションの促進、利用者保護や不正の防止、システムの安全性確保等の観点も踏まえつつ、金融関係の制度面の課題について、金融審議会において、引き続き検討を行う。その中で、FinTech 企業と金融機関の連携等の今後の発展の方向性を十分に見据えるとともに、現行の銀行代理業制度との関係等にも留意しつつ、FinTech 企業と金融機関の関係をめぐる法制のあり方等についても、検討を進める。
- ・イノベーションを促す新たな規制・制度環境整備を実現するため、クレジットカード分野において、技術力・信頼度の高い決済代行業者に新たに法的な位置付けを与えることにより、独自の IT 技術をいかしてネット取引の利便性向上等を図るため、必要な法制上の措置を講ずる。

コ) キャッシュレス化等によるビッグデータの利活用促進

- ・ビッグデータの利活用を通じて多様化する国内消費者や訪日外国人等のニーズを的確に捉えることにより、優れた商品・サービスの開発、魅力ある観光の提供、インバウンド需要の更なる喚起等につなげるため、次の取組を進める。
 - －本年内にクレジットカード決済、購買情報等に関する必要なデータ標準化を推進する。
 - －昨年改正された個人情報保護法の施行に合わせて、関連事業者団体等におけるプライバシーに配慮した匿名情報化に係るルール整備等を促す。
 - －IT（複数のタグ情報を非接触で瞬時に読み取り可能な電子タグ等）を活用し、サプライチェーンで生まれる多様なデータを集約・利活用するための環境を整備する。
 - －ビッグデータを統計的に分析し、各種統計・調査への寄与や「地

域経済分析システム（RESAS）」など政策的活用についても検討する。

ークレジットカードを安全に利用できる環境整備を推進するため、クレジットカード取引に係る事業者等が策定した「実行計画」の円滑な実施を促進するとともに、必要な法制上の措置を講ずる。【後掲】（「Ⅱ-2. 未来投資に向けた制度改革」において詳細記載）。

サ) IoTを活用したおもてなしサービスの実現

- ・外国人旅行者等の一人歩きや快適な滞在を可能とする「おもてなし」の実現のため、IoTやクラウド等を用いた属性情報等の活用や事業者間連携により、先進的かつ多様なサービス提供、決済環境の実現等に向けた実証を行い、2020年までに社会実装化を目指す。

<C to Cのビジネス領域関連：シェアリングエコノミーの推進>

- ・ITの革新的発展を基盤とした、遊休資産等の活用による新たな経済活動であるシェアリングエコノミーの健全な発展に向け協議会を立ち上げ、関係者の意見も踏まえつつ、本年秋を目途に必要な措置を取りまとめる。その際、消費者等の安全を守りつつ、イノベーションと新ビジネス創出を促進する観点から、サービス等の提供者と利用者の相互評価の仕組みや民間団体等による自主的なルール整備による対応等を踏まえ、必要に応じて既存法令との関係整理等を検討する。

ii) 第4次産業革命を支える環境整備

①データ利活用促進に向けた環境整備

第4次産業革命に対応して、日本がその潜在力を余すことなく発揮し、競争力を加速度的に高めていくために鍵となるデータの徹底的な利活用には、それを実現するための環境整備が緊要である。特に、企業や組織の垣根を越えてデータを収集・分析するデータプラットフォームの構築や、パーソナルデータの利活用、安全かつ健全なデータ流通市場の形成等に向けては、縦割りを排し、一体的にルール整備等を進める。

- ・データプラットフォームに関しては、日本の強みを踏まえ、競争領域・協調領域を明確化した上で、官民連携の下、データの集約と、企業間等でのデータ共有、利活用がなされるよう、実証環境や制度・ルールの整

備、国際標準化等を推進する。また、データ流通市場の形成に向け、データを授受する者の中での権利や責任の帰属、取引ルールの明確化等について、関係省庁が連携し早急に検討を進め、迅速な取組につなげる。

- ・ パーソナルデータに関しては、個人情報の取扱いに関して全事業分野に適用される汎用的なガイドラインや匿名加工情報の取扱いに係る必要なルールの整備を個人情報保護委員会において本年中を目途に行う。また、個別にデータ利活用が期待され、そのための環境整備が必要となる分野については、その特定及びスケジュールについて、具体的なデータ利活用プロジェクトを通じて得られる知見等を踏まえて、関係省庁が連携して検討を進め、本年中を目途に結論を得る。行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 51 号）（行政機関個人情報保護法等改正法）が成立したことを踏まえ、国は、今後、地方公共団体において個人情報の保護に関する施策の見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行う。
- ・ IoT、AI 時代に流通量が増大しつつある個人に関するデータの安全・安心な利活用の観点から、データ流通における個人の関与の仕組みや健全な取引市場の在り方、個人自らがデータを信頼できる者に託し個人や社会のために活用する等の仕組みについて技術・制度面から本年度末までに取りまとめる。
- ・ 本年 1 月に発足した個人情報保護委員会について、データ利活用促進と国際的なデータ流通環境の整備の観点から必要な体制を整備する。

② スピード感あるビジネスの新陳代謝の促進

- ア) 第 4 次産業革命を見据えた新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等
- ・ ビジネスモデルの移り変わりのスピードが劇的に拡大する中、イノベーションを生み出す研究開発、グローバル競争で勝つための有形・無形資産等への戦略的な投資、経営戦略に基づく先を見据えたスピード感のある事業再編等を加速するために必要な施策について検討を進め、制度的対応の必要性を含め、本年中を目途に結論を出し、次期通常国会を含め、早期の関連法案の提出も視野に、必要な措置を講ずる。

イ) 第4次産業革命に対応した金融・資本市場の整備

- ・データの使い方等により付加価値の源泉が非連続的に変わっていく第4次産業革命においては、オープンイノベーションや事業分野の迅速な入替え等の重要性がますます増していく。こうした状況の中、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、成長資金の供給を促すほか、企業の経営陣や取締役会が、経営環境の変化に対応してその役割・責務を実効的に果たしていけるよう、企業と投資家・株主の建設的な対話を促進していく。また、イノベーションを促進するためのエクイティ投資活性化の在り方について検討を進めるとともに、事業性評価融資や本業支援等を通じて産業・企業の課題解決に資するような質の高い金融仲介機能の発揮等を促進していく【後掲】（「Ⅱ-2.未来投資に向けた制度改革」において詳細記載）。

ウ) 第4次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進

- ・情報の集積・加工・発信の容易化・低コスト化、著作物を含む情報の利用の一層の多様化、人工知能による創作事例の出現等、著作権をはじめとした知的財産（以下「知財」という。）の保護の在り方をめぐって制度上の新たな課題が顕在化してきている。こうした課題を分析した上で、第4次産業革命に対応した次世代知財システムの在り方に関し、著作権法における柔軟性のある権利制限規定等について、次期通常国会を含めた早期の法改正に向けて、その効果と影響を含め具体的検討を進めるとともに、必要な措置を講じる【後掲】（「Ⅲ-1.イノベーション・ベンチャーの創出力の強化」において詳細記載）。
- ・第4次産業革命等に関連する社会システムや、国際的な技術開発競争が激しさを増す先端技術等の分野において、欧米や中国・韓国による国際標準化活動の強化の動きも踏まえつつ、我が国の優れた技術の国際標準化を一層促進する。さらに、国立研究開発法人産業技術総合研究所をはじめとする国立研究開発法人が対象となる案件に係る計画作成や工程管理を行うなど国際標準化を推進する体制を政府主導で本年中に整備する【後掲】（「Ⅲ-1.イノベーション・ベンチャーの創出力の強化」において詳細記載）。

エ) 公正かつ自由な競争を確保するための実態把握と厳正な法執行

- ・デジタル技術の進展、新たなビジネスモデルの登場など市場支配力も含めた産業構造が大きく変化する第4次産業革命が進展する中、デジタル市場における公正かつ自由な競争環境を確保し、イノベーションを促進する観点から、関係省庁が協力しつつ、同市場における取引実態を把握するための調査を行う。また、デジタル市場において市場支配力を有する事業者が公正かつ自由な競争をゆがめていないかを経済環境や市場の変化を踏まえて検証する等により、独占禁止法に違反する事実が認められた場合には、これに対して厳正・的確な法執行を行う。

③ 第4次産業革命を支える人材育成・教育システムの構築

- ・本年4月19日に発表した「第4次産業革命に向けた人材育成総合イニシアチブ」に基づき、①トップレベルの情報人材の育成、②大学・大学院・高等専門学校でのデータサイエンティスト等の育成、③初等中等教育におけるプログラミングなどの情報活用能力の育成等のIT教育などの3層構造で、第4次産業革命を支える人材育成・教育システムを構築する【後掲】（「Ⅲ-2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等」において詳細記載）。
- ・第4次産業革命による産業構造・就業構造の将来像等を踏まえ、各産業で求められるIT・データ関連等のスキルや仕事・職種等について検討し、産業政策、雇用・労働政策、教育政策の実施につなげていく「第4次産業革命 人材育成推進会議」を本年中に開催する。その際、関係省庁、産業界、労働界、教育機関等に広く参加と具体策の実現への協力を求めつつ、具体的な検討を進めていく【後掲】（「Ⅲ-2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等」において詳細記載）。

④ 中堅・中小企業に対するIT・ロボット活用の促進による第4次産業革命の波及

- ・ものづくりやサービス分野を中心に、中堅・中小企業によるロボット投資を加速すべく、小型汎用ロボット本体の価格と実装に要する費用を2割以上引き下げ、中堅・中小企業等へのロボット導入を加速する。そのため、汎用的な作業・工程に使い、基盤となる共通の機能を備えたプラットフォームロボットの開発を進めるとともに、

ロボットの導入手順の明確化を図る。さらに、ロボットを活用したシステムの構築・導入を支援する人材（システムインテグレーター）を5年以内に倍増する（1.5万人：現状→3万人：2020年）。

- ・あわせて、我が国全体で第4次産業革命を進めていくため、今後2年間で1万社以上の中堅・中小企業を、IT、カイゼン活動、ロボット導入の専門家が支援する。また、この中で、中堅・中小製造業の生産現場のカイゼンやIoT・ロボットの導入を支援する「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の整備を、本年度から開始する。
- ・加えて、小規模事業者によるネット販売等の販路開拓の取組から、中小企業・小規模事業者によるIoTやビッグデータを活用した新商品・新サービスの創出、業種の垣根を越えた企業間連携の円滑化に至るまで、事業者のビジネス実態に合わせたIT投資や省力化投資を促進していく。

⑤ 第4次産業革命に対応したIT産業の構造転換

- ・我が国のIT産業は、業務システムの受託開発・運用に適した企業が多く、丸投げ下請・多重下請構造から抜け出せていない。また、IT技術者も、労働時間に依る評価が中心であり、長時間労働に束縛され、創造的で将来性のある能力開発が行いにくい状況である。こうした状況から脱却すべく、経済産業省、厚生労働省、IT業界団体、経営者団体、労働組合等の関係者の協議の場を設け、多重下請構造と長時間労働の実態把握をし、その上で、改善方策の検討を行い、産業界への要請等を行っていく。また、第4次産業革命に対応したIT技術者の能力の評価を行うためのスキル標準の整備を行う。

⑥ サイバーセキュリティの確保とIT利活用の徹底等

ア) サイバーセキュリティの確保

IoTにより全てのモノがインターネットにつながる時代において、サイバーセキュリティ対策は、「コスト」ではなく、国民生活や企業の円滑な経済活動を支える「未来への投資」である。こうした観点から、サイバーセキュリティの成長産業化等を進めつつ、昨年閣議決定したサイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）や今年成立した改正サイバーセキュリティ基本法に基づく官民を挙げた取組

を進め、人材育成、政府機関及び重要インフラの対策や、IoT システム対策、研究開発、国際ルール等の形成等を強力に推進する。

- ・人材育成に関しては、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成 28 年 3 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に沿って検討を進める。その際、企業のセキュリティ対策の推進に必要な橋渡し人材層の育成と経営層の意識改革によって、人材需要の喚起を進める。また、今後必要となる人材像のビジョンを明確化し、2020 年までに情報処理安全確保支援士の登録者数 3 万人超を目指すことをはじめとして、産学官連携による教育・演習実施・資格整備等を通じた人材供給を進める。こうした人材の需要と供給の好循環を形成するための各施策をつなぐ取組について検討を進め、本年度中に策定・公表する次期人材育成プログラムに盛り込む。さらに、各府省庁における司令塔機能の抜本的強化、橋渡しセキュリティ・IT 人材（部内育成の専門人材）の確保・育成や対処機関における人的基盤の強化等に取り組む。
- ・重要インフラ防護に関しては、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 3 次行動計画の見直しに向けたロードマップ」（平成 28 年 3 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に従い、経営層における取組や情報共有、内部統制の強化やマイナンバー制度の運用に係るセキュリティ確保等の「サイバー攻撃に対する体制強化」、情報共有範囲の見直し等の「重要インフラに係る防護範囲の見直し」、国際連携や産学官連携による人材育成等の「多様な関係者間の連携強化」等に係る検討を進め、本年度末までに行動計画の見直しについて結論を得る。なお、早急に対処すべき事項については行動計画の見直しを待たずに対処することとする。特に、産学官連携による重要インフラ・産業におけるセキュリティ人材育成・技術開発のための体制については、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、来年度中に整備する。

イ) IT 利活用の推進とマイナンバー利活用拡大等 (行政手続・民間取引における IT 利活用の推進)

- ・「法令等に基づく全手続等の^{しっかい}悉皆調査」（いわゆる全数調査）に関し、内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室（以下「IT 総合戦略室」という。）は各府省庁の調査・回答状況を本年 6 月を目途に公表し、

その内容につき検証を行い、各府省庁においては今後の取組方針についての検討を行う。

「IT 利活用に係る基本指針」（平成 27 年 6 月 30 日 IT 総合戦略本部決定）に基づいて各府省庁が行う行政手続・制度の見直し計画の策定状況を踏まえ、IT 総合戦略室は、各府省庁と連携の下、民間ニーズ等の観点から IT 利活用を優先的に導入すべきと考えられる手続等を特定し、本年末までに導入時期及び必要な法制上又はその他の措置を取りまとめる。

また、それ以外の行政手続等についても、IT 総合戦略室においては、技術革新や民間ニーズなどを勘案し、各府省庁に対して IT 利活用導入のために必要な条件等を聴取し、その内容を検証するとともに、各府省庁は毎年 12 月末までに策定する見直し計画にその検証結果を反映する。

（国・地方自治体の IT 化・BPR の更なる推進）

- ・国の行政機関における業務・システムについては、国民の利便性や公共価値（Public value）を高める観点から、情報システムの運用コスト削減と行政サービスの改善、業務の効率化等に取り組む。このような考え方の下、ハローワーク、年金、国税、登記・法人設立等関係においては、オンライン・デジタルを前提とした業務の体系への刷新を進める。また、法人番号導入を契機に、企業が活動しやすいビジネス環境整備に向けた横断的な取組を推進することとし、事業開始の際に必要な各種手続における登記事項証明書の添付省略やオンライン手続の利用促進等手続の簡素化・迅速化に向けた見直しを行い、平成 30 年度から予定されている登記情報システムの更改等に反映する。
- ・地方公共団体の IT 化・BPR 推進の観点から、従来の取組から得られた知見を他の地方公共団体での取組にいかすために、国と地方公共団体等の間の情報・意見交換の場を提供する仕組み等を検討し、本年度中に取りまとめる。
- ・自治体クラウドの取組事例を深掘り・分析した結果について、今後導入する自治体の取組に資するよう整理・類型化し、その成果を、各自治体に対して提供し、助言を実施する。このような取組を通じて、自治体クラウドを中心にクラウド導入市区町村数を更に増加させ、来

年度までに倍増（約1,000団体）することを図る。

- ・自治体クラウド未実施の団体においては、業務の共通化・標準化を行いつつ、自治体クラウド導入の取組を加速することにより、当該情報システムのコスト削減を図る。また、自治体クラウド導入団体にあっても更なる業務の共通化・標準化の実施によるクラウド化業務範囲の拡大等自治体クラウドの質の一層の向上を図る。さらに、国の「政府情報システム改革ロードマップ」の進捗を受け、自治体の情報システム改革を推進する。これらの取組を通じて、自治体の情報システムの運用コストの圧縮（3割減）を図る。

（マイナンバーカード・マイナポータルの利活用拡大）

今年1月に開始したマイナンバー制度に関しては、マイナンバーカードの着実な交付等による国民の信頼性確保を最優先に、来年7月からのマイナポータルの本格運用開始に向けた取組と並行して、国民生活の利便性向上に向けたマイナンバーカード・マイナポータルの利活用拡大に関する検討等を進める。

- ・国民の子育て負担軽減を図るため、希望者が妊娠、出産、育児等の子育て関連の申請に関して、窓口への訪問や書類郵送なしで地方公共団体における手続をマイナンバー制度・マイナンバーカードの活用により、オンラインで一括して行えるよう、現行法上の要請を踏まえつつワンストップ化の検討を行い、来年7月以降速やかに実現する。
- ・災害発生時や生活再建支援時等におけるマイナンバー制度・マイナンバーカードを用いたより効果的な避難状況等の把握等につながる情報共有の在り方について検討を行い、本年度中を目途に方針を取りまとめる。
- ・法人の代表者から委任を受けた者がマイナンバーカードを用いて対面・書面なく電子的に契約書等の作成、提出等することが可能になるよう、公的個人認証サービスを活用した法人間取引等における権限の認証等の実現に向けた多様なアクセス手段や制度的措置について検討を進め、可能な限り早期に国会に法案を提出する。あわせて、マイナンバーカード及び法人番号も活用した、調達手続の簡素化等については本年度から順次実現する。
- ・法人番号の利活用による法人関連情報の収集に係るコストの削減、

事業開始の際に必要な税務・社会保険等の各種手続の簡素化、オンライン手続のワンストップ化による民間事業者等における事業活性化や行政事務の効率化等を図る。あわせて、法人番号を併記した法人情報のオープンデータ化等を本年1月以降順次開始し、来年1月に「法人ポータル（仮称）」の運用を開始する。

- ・利用者証明用電子証明書の海外転出後の継続利用等や旧姓併記等の券面記載事項の充実、マイナンバーカードのマイキー部分（公的個人認証機能等）を活用した公共施設の利用や自治体ポイント等の自治体サービスのクラウド利用による効果的・効率的利用や当該ポイントの商店街等での利用推進等について、その可否も含め検討を進め、可能なものから来年度以降順次実現する。

ウ) 政府・地方自治体のオープンデータの推進

課題解決のためのオープンデータの実現に向けて、「オープンデータ2.0」（平成28年5月20日IT総合戦略本部決定）に基づき、日本の産業競争力強化と国民生活における利便性向上に配慮しつつ取組を進める。今後、本年夏を目途に、2020年までの集中取組期間において、一億総活躍社会の実現等の強化分野における具体的な目標の設定を行う。その際、機械判読に適した形式のデータや外国語コンテンツの充実等を図る。あわせて、地方公共団体における地域特性等も踏まえた自主的な取組や、民間企業等による防災等の協調的な分野での取組を促進する。

⑦ 第4次産業革命を支える情報通信環境整備

ア) モバイル分野の競争促進

- ・昨年成立した改正電気通信事業法において携帯電話網の接続ルールの充実等が図られたことを踏まえ、加入者管理機能をはじめとした各種機能の開放やMVNOサービスの更なる利便性向上に係る事業者間協議の促進を通じたMVNOの普及促進を図り、モバイル市場における競争環境を整備する。また、訪日外国人による国内発行SIMカードの利用促進を図り、モバイル市場における利用環境を整備する。

イ) IoTに対応するための情報通信インフラの高度化・周波数帯確保